

第5章 現状と課題

第1節 保存における現状と課題

1) 本質的価値を構成する要素、2) 本質的価値に関連する要素、3) 保存活用に資する要素、4) その他の要素、5) 本質的価値を支える要素に分けて、現状と課題を整理した(第15表)。

1) 本質的価値を構成する要素

【遺構】

現状

- ①紫雲出山は遺跡として内容確認の調査が行われた。しかしその一方、瀬戸内海国立公園として整備も行われている。この整備によって、削平と盛土が行われている。
- ②昭和30～32(1955～1957)年に行われた調査地点は、平成24～29(2012～2017)年に行った発掘調査によって明らかになっている。大半の調査地点は、埋め戻されて保存されているが、昭和30～31(1955～1956)年に調査されたA地点拡張区は埋め戻されておらず、窪地となっている。

課題

- ①瀬戸内海国立公園としての整備に伴う盛土や切土は、その内容を示す資料が残っていないため、地下の遺構や遺物に与えた影響の確認ができていない場所がある。現状の地下の状況を確認することは、史跡と公園が共存するための基礎資料を獲得するために必要である。
- ②史跡範囲が広大で、調査ができていない箇所も多い。このような箇所も地下遺構の状況がわからない場所となるため、計画的に調査し、情報収集を行う必要がある。
- ③過去の調査で遺構を検出したが、把握が十分でない箇所は再調査が必要である。

【遺物】

現状

- ①遺物は、展望台から西に広がる箱へのスロープ以外の場所から採集できる。
- ②イノシシが土を掘り返した場所から遺物が出土することもある。

課題

- ①公園内でもあるため、来園者に拾われ、散逸する危険性がある。山頂で発見した際は、速やかに記録し、回収する必要がある。

【景観】

現状

- ①景観は主に瀬戸内海国立公園として維持管理されているが、自然災害や獣害などの被害を受けたり、経年による落石等の影響を受けたりしている。
- ②景観維持のため、年3回、園地内の草刈りが行われている。
- ③雑木が繁茂している。

課題

- ①異常気象や獣害など、これまでになかった自然状況の変化や、経年による変化に対応するため、具体的な対策を講じる必要がある。
- ②草刈りの頻度が十分ではなく、草が繁茂する時期があるため、解決策が必要である。
- ③雑木管理の方針が必要である。

2) 本質的価値に関連する要素

【地元祭祀】

現状

- ①積自治会が清掃等を行い、維持管理している。

課題

- ①弥生時代以降の土地利用状況を知るため、地元祭祀の由緒等の把握が必要である。
- ②人口減少等の影響によって維持管理の担い手不足等が予想されるため、保存管理に必要な支援が適切に受けられるように、自治会と行政との連携を深める必要がある。

【植生・植栽】

現状

- ①老木化やテング巣病による枝の落下など、維持管理上の問題が出てきている。

課題

- ①史跡内の景観保全や来園者に対する安全確保のため、桜保全計画を担当する三豊市産業政策課とは綿密な情報共有を行いながら、適切な対策を講じる必要がある。

3) 保存活用に資する要素

【瀬戸内海国立公園】

現状

- ①ベンチが多数破損している。

課題

- ①ベンチの更新等を行う必要がある。

4) その他の要素

現状

- ① 多くの課がそれぞれ所管する物が異なっており、個別に管理されている。

課題

- ① 史跡内であるという基礎的な情報を共有し、連携しながら更新等を行う必要がある。

5) 本質的価値を支える要素

【遺物】

現状

①出土遺物は、考古館と遺跡館と京都大学考古学研究室の3か所で保管されている。

課題

- ①遺跡館の遺物は、洗浄等の措置がされていないため、整理作業が必要である。
- ②昭和 30 年代の調査で出土した遺物は、三豊市と京都大学でそれぞれ保管している。
- 『紫雲出』に掲載されている遺物のうち、どちらがどの遺物を保管しているのか、基礎的資料がないため、資料の所在確認調査が必要である。

第 15 表 保存に関する現状と課題 一覧表

	構成要素	現状	課題
1) 本質的価値を 構成する要素	遺構	①公園整備等で削平、または、盛土されている。 調査後、保護層を入れながら保存されている。	①整備に伴う盛土の深さ及び削平に伴う遺構の遺存状況が不明な部分があるため、確認が必要である。
		②埋め戻されず、窪地となっている。	②遺構の性格や規模が不明なものがあるため、内容確認のための再調査が必要である。
		③経年による土砂の流入などによって、遺構の遺存状況が把握できていないため、確認を行う必要がある。	
	遺物	①山頂の広い範囲で埋蔵されている。 獣害等によって出土することもある。	①・表採され、散逸する危険性があるため、対策が必要である。 ・獣害等によって地表面に現れ、破損等する危険性があるため、対策が必要である。
	景観	①・強風や大雨の影響で倒木や土砂崩れが発生している。 ・イノシシが増加し、地面を掘り起こしている。	①・危険木の除去など事前の対策を講じる必要がある。 ・鳥獣保護区となっているため、効果的な対策ができていないが、獣害を防ぐ対策を検討する必要がある。
		②年3回草刈りを行っている。	②範囲が広大で草刈りが間に合わず、景観上良くない時期が存在するので解消する必要がある。
		③雑木が繁茂し、眺望を遮っている。	③雑木の管理を行う明確な方針を定める必要がある。
2) 本質的価値に 関連する要素	地元祭祀	①・奥院と思われる石垣は現地で確認することができる。 ・石造物が残され、積自治会によって定期的に清掃されている。	①由緒等が不明であるため、調査・研究が必要である。 ②積自治会との協働や担い手不足等に対する支援策を講じる必要がある。
3) 保存活用に 資する要素	植生・植栽	①・老木化している。 ・腐朽の影響で枝が地面に落下する事象が発生。	①・延命のための処置などの対策が必要である。 ・危険回避のための事前の剪定などの対策が必要である。
	瀬戸内海国立公園	①破損したベンチが多数放置されている。	①ベンチの更新等を行う必要がある。
4) その他の要素	防災施設	①多くの課がそれぞれ管理している。	②史跡内にあり、規制がかかっていることなど、基礎的な状況共有を行い、連携を深める必要がある。
5) 本質的価値を 支える要素	出土した遺物	①考古館、遺跡館、京都大学考古学研究室でそれぞれ保管している。	①遺跡館保管資料は保存処置ができていないため、洗浄等を行う必要がある。
			②三豊市教育委員会生涯学習課と京都大学考古学研究室双方の保管状況について、情報共有が必要である。

第2節 活用における現状と課題

1) 本質的価値を構成する要素、2) 保存活用に資する要素、3) 本質的価値を支える要素に分けて、現状と課題を整理した(第16表)。

1) 本質的価値を構成する要素

【遺構】

現状

- ①史跡であることを明示する案内板や、調査成果を示した説明板がない。
- ②発掘調査を行った際は、現地説明会を開催し、その成果の公表している。

課題

- ①案内板等のサインがなく、来園者に史跡の価値を周知することができていないため、サインの設置等が必要である。
- ②現地説明会では若年層の参加が少ない傾向にある。教科書等にも掲載されている遺跡であるため、地元の小中高校生等に周知させる方法を考え、実施する必要がある。

【景観】

現状

- ①春には桜、梅雨にはアジサイ、秋には紅葉など、季節ごとに色とりどりの景観を楽しむことができ、多くの観光客で賑わっている。
- ②雑木の管理ができていない。

課題

- ①雑木が繁茂し、史跡の眺望の良さを阻害している部分がある。史跡の価値である眺望を現地で体感してもらうため、眺望を阻害している部分の雑木については、伐採等の維持管理措置を講じる必要がある。



第69図 紅葉した紫雲出山遠景(大浜から)

2) 保存活用に資する要素

現状

植生・植栽

- ①桜については「桜まつり」が開催され、多くの来園者を集めている。
- ②アジサイロードが整備され、他よりも背丈の高く大きなアジサイを求めて人が集まる。
- ③植生は本格的な調査が行われておらず、不明な点が多い。

紫雲出山遺跡館

- ①遺跡館敷地内で考古館主催による「古代のくらし」が行われている。
- ②山頂の遺跡館で遺跡の紹介や遺物の展示を行っている。

課題

植生・植栽

- ①桜はテング巢病の蔓延と老木化によって、維持管理に大きな課題がある。本計画とは別に策定される桜保全計画に従い、適切な維持管理に努める必要がある。
- ②桜とアジサイ以外の植生について、不明な点が多いため、調査研究が必要である。

紫雲出山遺跡館

- ①「古代の暮らし」は高齢化に伴うボランティア不足が予想されるため、人手不足対策等が必要である。
- ②遺跡館では展示の説明がほとんどなく、来館者にとってわかりづらいため、改善する必要がある。加えてパンフレット等の説明資料もないため、作成する必要がある。

3) 本質的価値を支える要素

【出土した遺物】

現状

- ① 遺物の活用は、考古館と遺跡館で展示という形で行っている（第70・71図）。

課題

- ① 考古館での展示は適切に行えているが、遺跡館での展示は、キャプション等がなく、洗浄等も行っておらず不備が目立つため、早急な改善が必要である。



第70図 考古館における展示状況



第71図 遺跡館における遺物展示状況

第16表 活用に関する現状と課題 一覧表

要素	構成要素	現状	課題
1) 本質的価値 を構成する 要素	遺構	①史跡であることを明示する案内板がなく、調査内容を明示する解説もない。	①来園者に史跡であることを伝えられていない。
		②現地説明会を開催。	②若年層への周知ができていない。
	景観	①季節ごとの景観を求め、多くの観光客が訪れる。	①雑木等の維持管理措置を講じる必要がある。
		②雑木の管理ができていない。	
2) 保存活用に 資する要素	植生・植栽	①「桜まつり」が行われている。	①「桜まつり」を継続するためには、桜保全計画に従い、桜等の維持管理が必要である。
		②アジサイロードが整備されている。	
		③桜・アジサイ以外の植生について、調査が十分にできていない。	②桜・アジサイ以外の植生調査を行う必要がある。
	遺跡館	①遺跡館敷地内で「古代の暮らし」が行われている。	①高齢化によりボランティアが不足している。
		②遺跡館で史跡の紹介、遺物の展示を行っている。	②・展示は仮設的であり、十分な活用が図れていない。 ・パンフレット等、史跡の価値を伝えるために必要なものが揃っていない。
3) 本質的価値 を支える 要素	出土した 遺物	①考古館と遺跡館で展示している。	①・遺跡館の展示は、キャプションの欠如など不備が目立つ。 ・考古館の展示は、学芸員がいることを活かした活用方法の模索が不十分である。

第3節 整備における現状と課題（第17表）

1) 本質的価値を構成する要素、2) 保存活用に資する要素に分けて、現状と課題を整理した。

1) 本質的価値を構成する要素

【遺構】

現状

- ① 遺構の存在を示す整備は、遺跡館横の復元建物のみである。それ以外は明示するサイン等がなく、来園者は史跡であることを視認することがほとんどできない。
- ② 第1駐車場に案内板が乱立しているが、史跡に関するものはない。

課題

- ① 史跡を理解するための動線や必要なサイン等を適切な場所に設置する必要がある。
- ② 第1駐車場は史跡への入口であるため、史跡を表示する案内板は必要である。

【景観】

現状

- ①展望台設置によって眺望を活かす整備は行われているが、これは観光面に特化した整備であり、史跡として眺望を活かすような整備はできていない。

課題

- ①眺望に優れた紫雲出山からは他の高地性集落も視認できるが、その位置を明示するサイン等がないため、観光客に周知ができていない。当時の人々が見ていた他の高地性集落の位置関係を明示する等、現地ではできない追体験ができる工夫が必要である。

2) 保存活用に資する要素

現状

- ① 瀬戸内海国立公園として整備されたベンチの多くが経年劣化で破損している。
② 遺跡館は展示内容が古く、来館者に史跡のことを正確に伝えることができていない。

課題

- ① 破損したベンチは、公園を所管する香川県みどり保全課と協議を行い、更新等する必要がある。
② 遺跡館内外の展示や表示は、最新の調査成果を盛り込み、作り替える必要がある。

第 17 表 整備に関する現状と課題 一覧表

要素	構成要素	現状	課題
1) 本質的価値を構成する要素	遺構	①紫雲出山に來られた人々は史跡であることを認識できない。 ②案内看板が乱立している。	①史跡を理解するための動線やそのために必要になるサインを適切な場所に設置する必要がある。
	景観	①高地性集落としての眺望の良さを説明するような整備ができていない。	①他の高地性集落との位置関係や見え方がわかるような整備が必要である。
2) 保存活用に資する要素	瀬戸内海国立公園	①瀬戸内海国立公園として整備された多くのベンチが破損している。	①更新等が行われていない。
	遺跡館	②・遺跡館の展示内容が古く、わかりにくい。 ・遺跡館周辺にある人形や復元建物は一部破損等が認められる。	②・遺跡館内外の展示や表示の改訂についての検討ができていない。 ・人形の修繕や設置のコンセプトの再構築が必要。 ・損傷が激しい復元建物の屋根は修繕する必要がある。

第4節 運営体制における現状と課題

史跡内における関係団体が現在行っている活動の現状とその課題を第18表にまとめた。

第18表 運営体制 一覧表

運営 及 び 体 制	関係団体		現状	課題
	三 豊 市	生涯学習課	・史跡の保存、活用、整備は生涯学習課が主として行っている（※）。	専門的知識をもつ職員の不足など、体制が十分でない。
			・遺跡館は生涯学習課が所管している。 ・生涯学習課は観光交流局と遺跡館の管理運営について、業務委託契約を結んでいる。	予算や体制が整っていないため、遺跡館の整備を行うことができない。
		産業政策課	・桜に関する保全計画は、産業政策課が策定する。	史跡内における桜の保全計画であるため、生涯学習課と共通認識をもって取り組んでいく必要がある。
		危機管理課	・防災行政無線基地局の維持管理は、危機管理課が行っている。	史跡内における施設の維持管理について、生涯学習課と共通認識をもつ必要がある。
	観 光	観光交流局	・園地の草刈りは、香川県みどり保全課から業務委託を受けた観光交流局が行っている（年3回） ・財政難のため、今後草刈りの予算が確保できるか不透明である。	継続的に草刈りを行い、適切な景観維持が持続できる仕組みを考える必要がある。
			・園地内の桜・アジサイの維持管理は、観光交流局が行っている。	老木化やテング巢病被害が蔓延しているため対策を行う必要があるが、史跡内であるため、三豊市生涯学習課と情報共有し、史跡に配慮した保全を行う必要がある。
	地 元	大浜自治会	・観光交流局と共同で桜まつりを行っている。	人口減少に伴う活動範囲の制限が予想される。
		積自治会	・積からの遊歩道、船積寺奥院の維持管理を行っている。	
	香 川 県	みどり保全課	・国立公園であるため、市と県は土地使用貸借契約を締結している（昭和37（1962）年度から）。 ・そのため、公園の維持管理はみどり保全課が行っている。	『瀬戸内海国立公園（香川県地域）管理計画書』に基づき、国立公園としての維持管理方針はあるが、その中に史跡としての維持管理方針は含まれていない。
			・大浜から箱までの遊歩道は、「四国のみち」としてみどり保全課が維持管理を行っている。	史跡内における維持管理について、三豊市生涯学習課と共通認識をもつ必要がある。
			・公園園地内の歩道及び崖面の保全、展望台の管理は、みどり保全課が行っている。	
		西讃土木事務所道路課	・第1駐車場までの県道は、西讃土木事務所道路課が維持管理を行っている。	

※ 史跡紫雲山遺跡所管課：三豊市教育委員会事務局生涯学習課

職 員 数：正規職員9名（うち2名が埋蔵文化財担当、1名が文化財担当）

再雇用職員数：1名

会計年度任用職員：5名（うち1名は発掘調査担当、1名は広報・展示担当、1名は遺物整理作業担当）

第6章 保存活用の基本方針

第1節 史跡紫雲出山遺跡がめざす姿

第5章で整理した史跡紫雲出山遺跡の現状と課題をふまえ、史跡紫雲出山遺跡がめざす将来像を以下に提示する。

【史跡紫雲出山遺跡がめざす将来像】
「弥生時代から受け継がれるすばらしい眺望に集う人々が、
歴史を感じ、その価値を未来へつなぐ」

紫雲出山は眺望に優れており、高所から海を見下ろすため、弥生人は集落を営んだ。

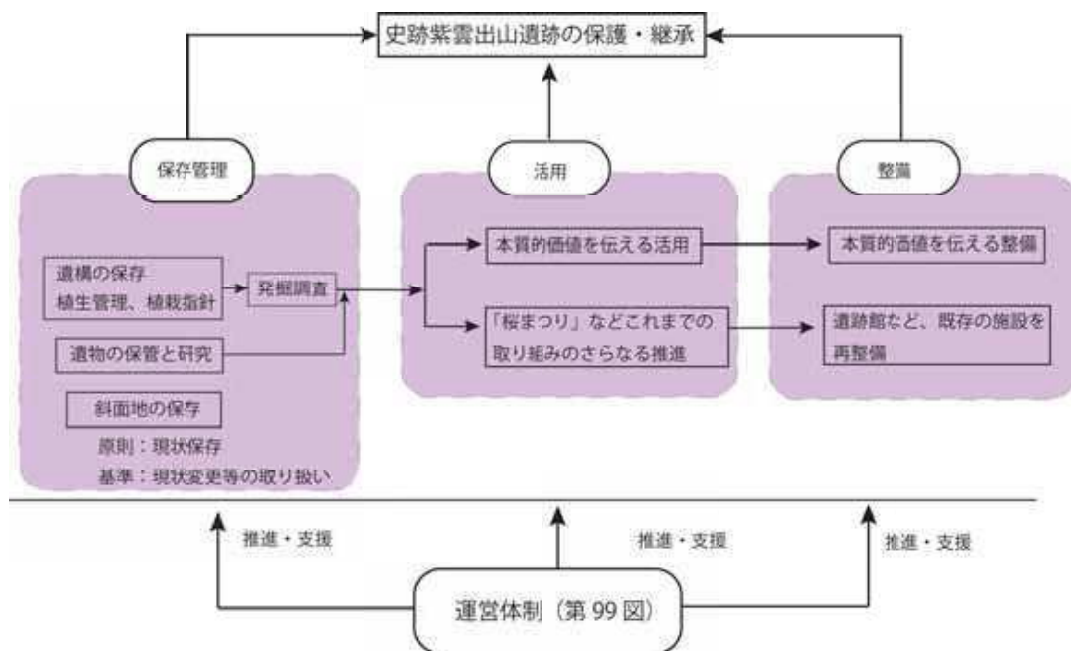
現代人も山頂からの絶景に惹かれて多くの人々がこの山に集まっている。過去も現在も山頂からの眺望は、この山が持つ普遍的な価値であることが分かる。

しかし、2,000年という時間の経過により弥生時代に造られた建物跡等は荒廃、埋没し、当時の集落としての趣きは感じられない。現在は桜やアジサイによる新しい価値が創出されているが、過去の姿が鮮明でないため、過去と現在の価値には隔たりがある。

調査研究によって、地中に埋没している過去の姿を明らかにし、過去と現在の価値の隔たりを解消する。そのことによって、多くの関係者がつながる場として活用及び整備が促進され、様々な分野が協力することによって、史跡が末永く継承されていくことをめざす。

第2節 基本方針

第1節で示した将来像を実現するために必要なアプローチを示す。保存管理、活用、維持・整備の3つの柱を運営体制が支え、それぞれが関連しながら将来像をめざす。



第72図 保存活用のフローチャート

1) 保存管理 (第7章)

将来像をめざすために必要な前提は、史跡の保存である。適切な保存を行うためには地下遺構までの深さの把握は欠かせない。また、検出した遺構の性格を把握することは、保存の意義を明確にするとともに、活用を行うためにも必要となる。

景観も史跡の価値であるため、その保存のための措置を講じていく。

【保存管理の基本方針】

- I. 計画的な発掘調査による本質的価値の確認
- II. 景観の維持

2) 活用 (第8章)

史跡の保存を前提とした上で、これまでどおり、史跡としての活用と瀬戸内海国立公園としての利用を継続していく。両者は本計画策定を契機に協働することによって、裾野を広げ、お互いを「史跡の付加価値としての公園」、「公園の付加価値としての史跡」として活用することで、それぞれの魅力の相乗効果を期待し、安定的な継承につなげたい。

【活用の基本方針】

- I. 史跡紫雲出山遺跡の本質的価値を伝える活用を推進する。
- II. 桜まつりなどの際に、これまで以上に史跡を活用する。

3) 整備 (第9章)

公園園地としての整備を最大限利用し、発掘調査を行った地点等に成果を明示するサインを効果的に配置し、現在の風景の中に弥生時代の風景も感じられるような調和のとれた史跡整備を行う。

【整備の基本方針】

- I. 史跡紫雲出山遺跡の本質的価値を伝える整備を推進する。
- II. 遺跡館など既存の施設の再整備を推進する。

4) 運営体制 (第10章)

本計画策定を契機として、関係団体が連携し、史跡内での取り決めに適切に定めたい。それをもとに関係団体がお互いに相乗効果を与えながら活動することによって、皆で史跡を支え、安定的に継承できる体制を構築する。

【運営体制の基本方針】

- I. 関係団体が連携し、史跡の保護に向けた取り決めに定める。
- II. 史跡紫雲出山遺跡を適切に保存活用することができる体制を構築する。

第7章 史跡の保存管理

第1節 保存管理の考え方

本計画では、本質的価値の保存を前提としたうえで、遺跡内で行われる各機関や各種団体の活動と連携することで、ともに史跡を保存し、継承することをめざしている。その際に必要となる本質的価値である遺構・遺物及び景観の保存管理方法を提示する。

当史跡は、第52図に示したように、紫雲出山遺跡の中核である弥生時代の遺構が地下に存在する山頂部の1区と、急傾斜地形が山容を形成している斜面部の2区に分けられる。

このうち1区は、これまでの調査によって現地表面から地下遺構までの深さが把握できている範囲（1-1区）と、未調査であるため、深さが把握できていない範囲（1-2区）に区分できる。また、構造物などによって、すでに遺構が滅失している範囲（1-3区）もある。これらの区分ごとの保存管理の考え方は、第19表のとおりである。

第19表 地区区分一覧表

地区区分	保存管理に係る特徴	詳細区分	管理上の条件区分	特徴や条件に応じた保存管理
1区 (山頂部)	紫雲出山遺跡の中核である弥生時代の遺構が地下に存在する。	1-1区	地下遺構までの深さを把握済み。	これまでの調査記録に基づき、遺構を保護する。ただし、性格不明な遺構は追加調査を行い、本質的価値を把握する。
		1-2区	地下遺構までの深さが不明。	計画的に発掘調査を実施し、地下遺構までの深さを把握する。また、各種現状変更に対応し、個別に発掘調査を行い、地下遺構までの深さを把握する。
		1-3区	構造物等により、地下遺構が残存しない。	各種現状変更に対応し、工事立会を行い、残存する遺構がないかどうか確認する。
2区 (斜面部)	急傾斜地形が山容を形成			地形の変更がないよう確認する。自然災害による土砂流出等に留意する。

第2節 保存管理の実施措置

第5章でまとめた現状と課題を踏まえ、前節の保存管理の方向性と方針に基づき、具体的な保存管理の実施措置を以下にまとめる。

実施措置は、1) 本質的価値を構成する要素、2) 本質的価値に関連する要素、3) 保存管理に資する要素、4) その他の要素、5) 本質的価値を支える要素に分けて定める。

1) 本質的価値を構成する要素の保存管理

本質的価値を構成する要素の保存管理は、「調査研究」と「景観保全」に分けられる。

【調査研究】

①遺構

本計画で発掘調査を行う目的は、史跡を適切に保護し、今後も持続可能な体制で継承するための基礎資料の収集である。そのためには、地下遺構までの深さの把握ができていない範囲（1-2区）の調査と、地下遺構までの深さの把握ができていない範囲（1-1区）の再調査を調査の柱として設定し、計画を定めていく。詳細は③にて示す。

②遺物

発掘調査中など、史跡内にいるときに注意深く踏査を行い、地表面に遺物が散布していないか確認を行う。遺物が特定の場所に密集している場合や、大型の破片、完形もしくは完形に近い遺物等を見つけた際は、確認状況や位置情報を記録する

③調査研究

調査は、地下遺構等の深さが把握できている範囲（1-1区）と地下遺構等の深さが把握できていない範囲（1-2区）で行う。

前者の調査は、史跡の本質的価値をさらに高め、適切に保護するために必要な資料を得るために行う。

後者の調査は、史跡紫雲出山遺跡の本質的価値を保存するために必要な資料を得るために行う。調査計画の詳細は下記のとおりである。

【地下遺構等の深さの把握ができていない範囲（1-1区）の再調査】

1-1区の再調査を行う場所は、下記のとおりである。

ア 16-02 調査区の再調査（第74図）

- ・SX01は、平成28（2016）年の調査では東側半分を検出し、西側半分は調査区外であったため、確認ができていない。そのため性格不明遺構とした。
- ・東側半分を再度検出するとともに、西側にトレンチを拡張し、全形を把握する。堅穴建物の可能性が高いため、全形把握後は部分的にトレンチを設定し、遺構の内容を把握する。
- ・SX01の北側に平坦面がみられ、地形的にSX01が所在する場所と類似していることから、遺構が存在する可能性がある。16-02調査区は多くの遺構や遺物が確認されていることから、史跡の性格を把握するためには欠かせない場所であるため、正確な情報を得て適切な保存に備えるため、発掘調査を行う。
- ・整地土は一部検出できていない部分があったため、検出に努めるとともに、性格や構造を再検証する。
- ・整地土の再検証と合わせ、これを切って形成されているSP47（大型柱穴）についても転岩のため部分的に検出できていなかった西側の調査を行い、全形を把握するとともに、性格の再検証を行う。

イ 12-02 調査区の再調査（第 75 図）

- ・平成 24（2012）年の調査では炉跡とピットを確認しているが、全形は把握できていない。SX01 同様、緩斜面を利用した竪穴建物の可能性がある。
- ・調査区の西側を拡張し、緩斜面のカット面の有無など、遺構の性格を確認する。
- ・拡張したトレンチの成果を受け他の方角にもトレンチを設定し、内容を把握する。

ウ 14-18～14-20 調査区の再調査（第 76 図）

- ・平成 26（2014）年に調査した 14-18～14-20 調査区において、遺物包含層を検出するとともに、落ち込みを部分的に検出している。大規模な溝もしくは旧地形の起伏である可能性があるが、詳細は明らかにできなかった。
- ・内容を把握するため、調査区間を縦断するようにトレンチを設定する。遺構であった場合は、トレンチの拡張等を行い、平面形を把握する。その後、必要最小限のトレンチを設定し、土層の堆積状況を確認し、遺構の性格を把握する。

エ 56-01 調査区の再調査（第 77 図）

- ・調査区は埋め戻されておらず、経年による土砂の流入が認められる。
- ・過去の調査では、調査区内からピットや焼土面も確認されている。他にも遺構が確認される可能性が高いため、入念な精査を行う。
- ・調査区内からは弥生土器の他、鉄器や須恵器、瓦なども出土している。これらは時期が異なるにもかかわらず、層位的な取り上げ記録がなく、所属時期も明確にできていないため、出土した際は、慎重に対処する必要がある。

オ 石垣井戸の調査（第 77 図）

- ・奥院の周辺に位置し、上面が露出している（第 73 図）。時期は不明だが、弥生時代以降の山頂の土地利用を明らかにする上では重要な遺構である。
- ・時期を明らかにするため、内部に堆積する土砂を取り除く。土砂は半裁し完掘しない。



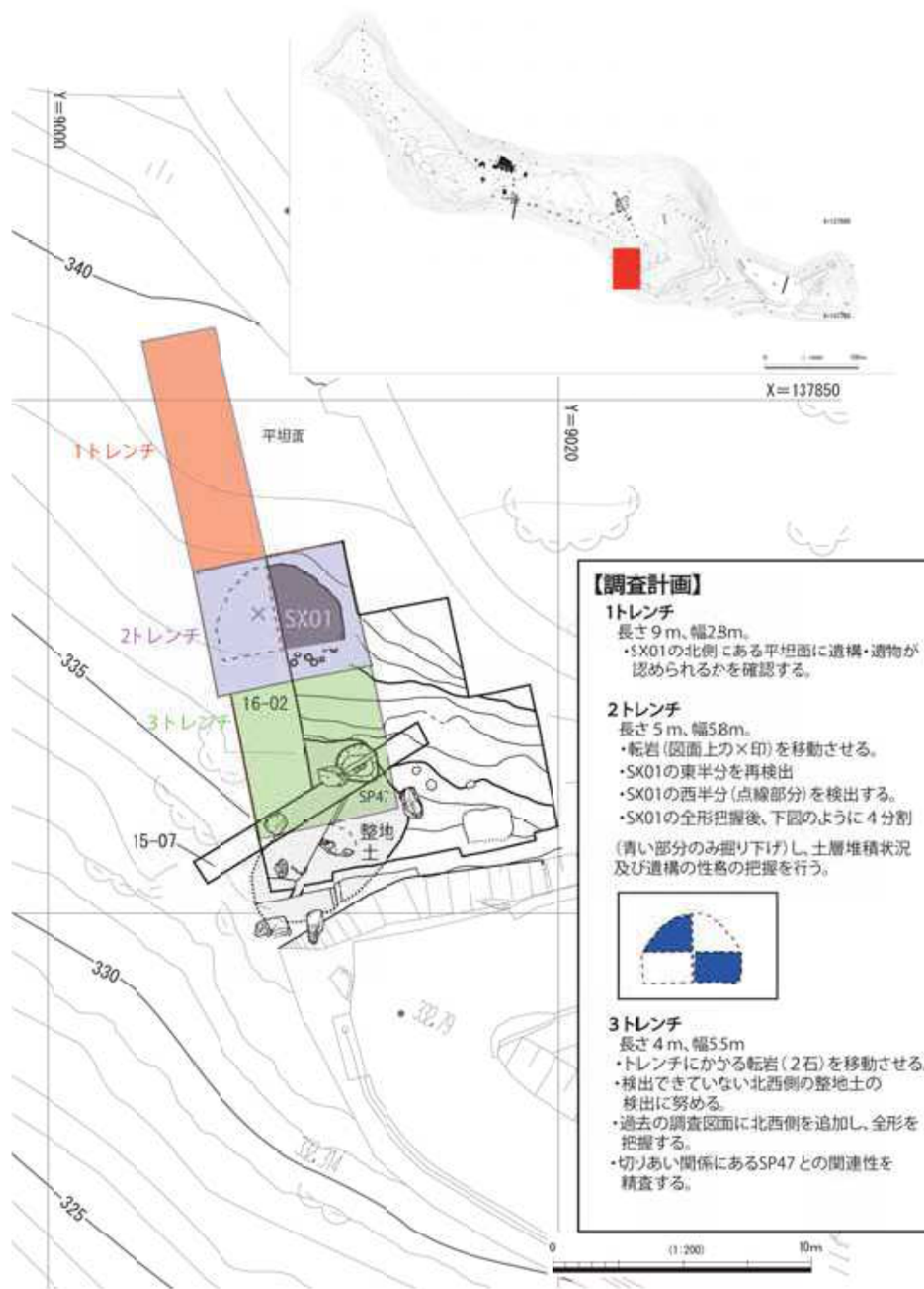
第 73 図 石垣井戸現状

カ 船積寺奥院の調査（第 78 図）

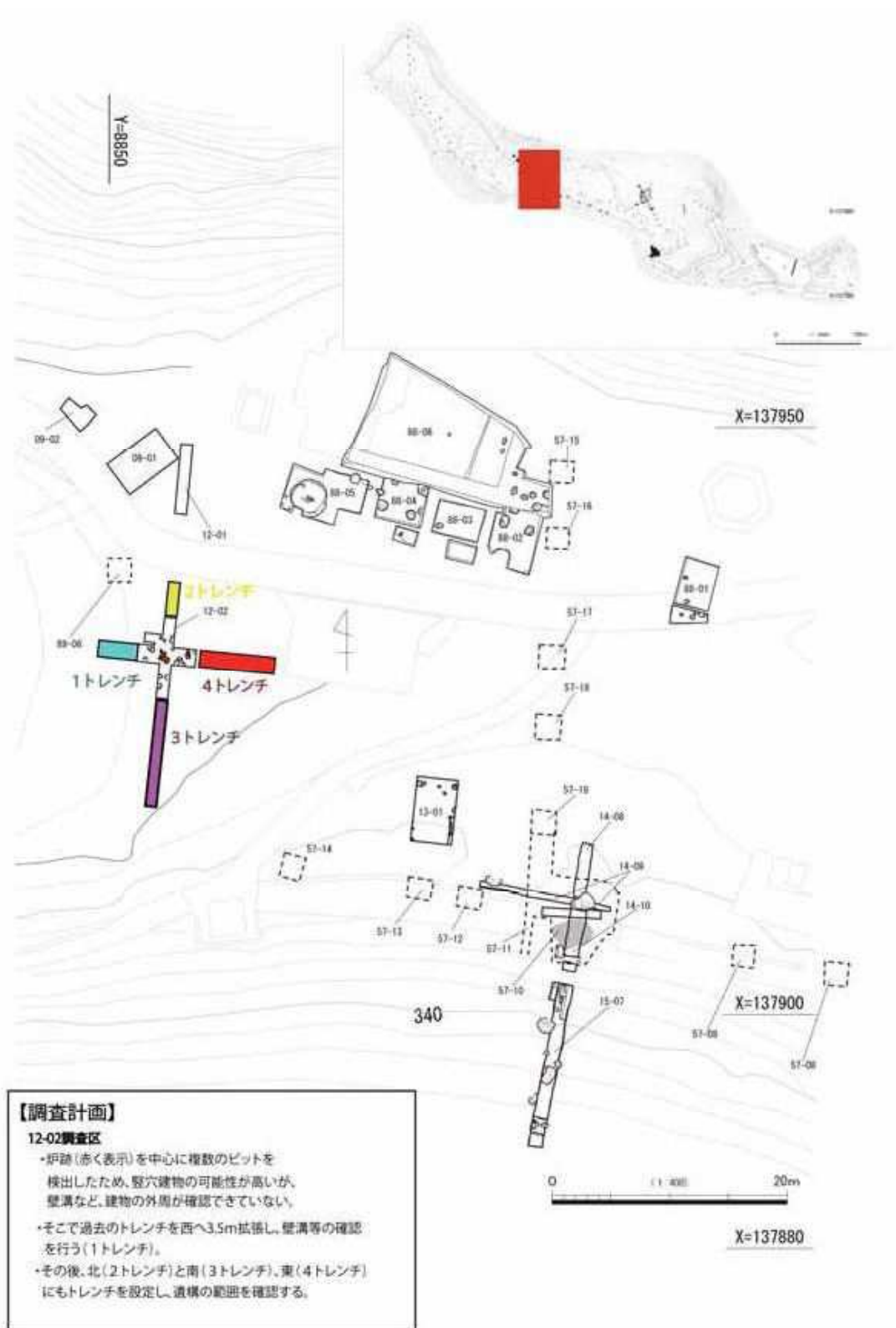
- ・周辺から土師質土器や鎌倉期の瓦等が表採されている。
平成 27（2015）年調査の 15-04 トレンチは奥院の付近にあたり、須恵器片も出土している。鉄器の帰属時期や弥生時代以降の土地利用を明らかにする上でも重要な地点であるため、詳細な調査が必要となる。
- ・石垣周辺の広い平坦面にトレンチを設定し、奥院に関連する遺構・遺物の検出に努める。
将来の検証に備え、遺構の掘削は必要最小限とし、完掘は行わない。

キ 竜王社（第78図）

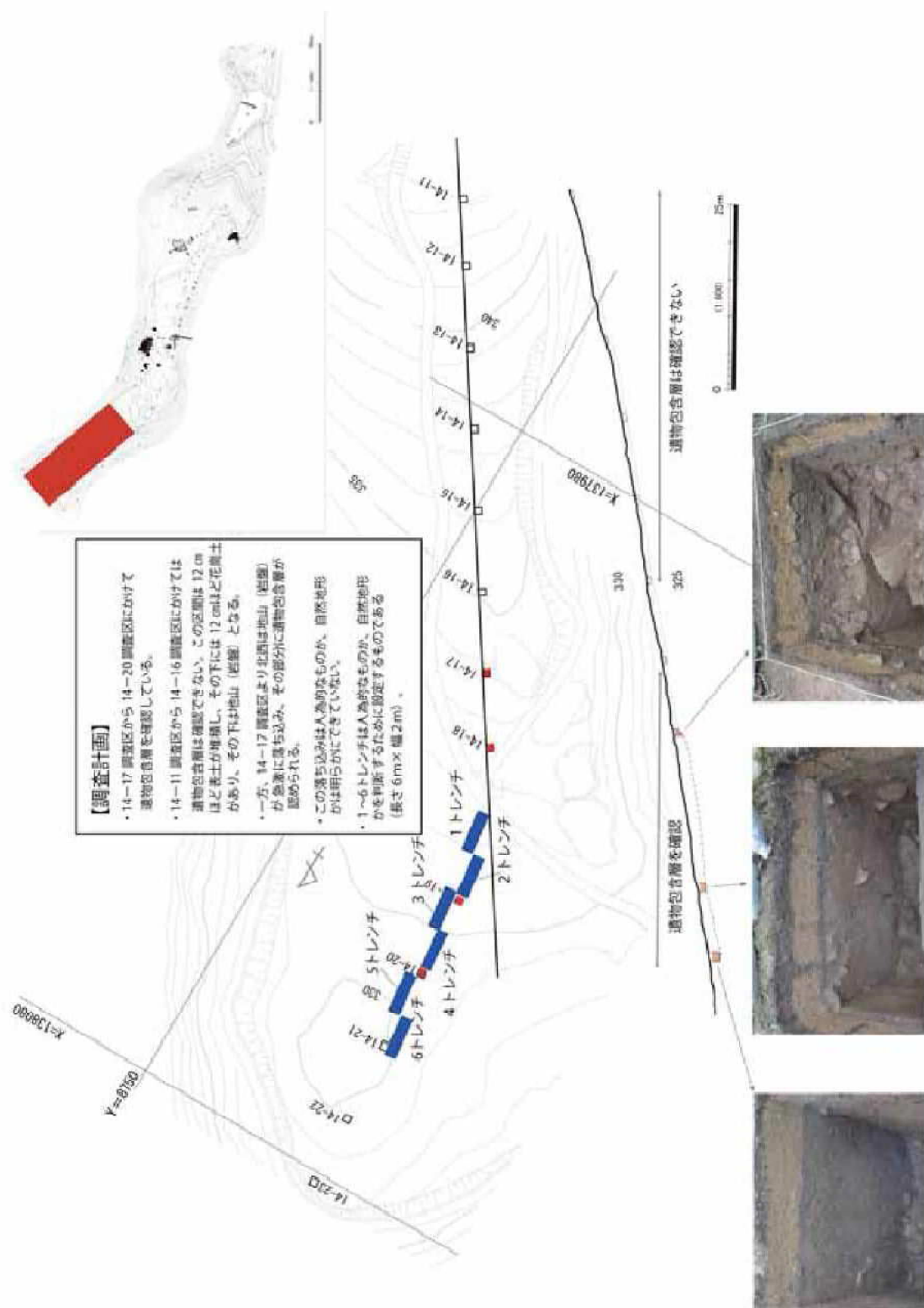
- ・ 祠や石造物の図面は記録されていないため、基礎資料を得るため図面を作成する。
- ・ 時期の判断材料を得るため、周辺を徹底的に精査する。
- ・ 時期の特定ができない場合は、周辺に小規模なトレンチを設定し、確認を行う



第 74 図 (ア) 16-02 調査区周辺トレンチ配置予定図



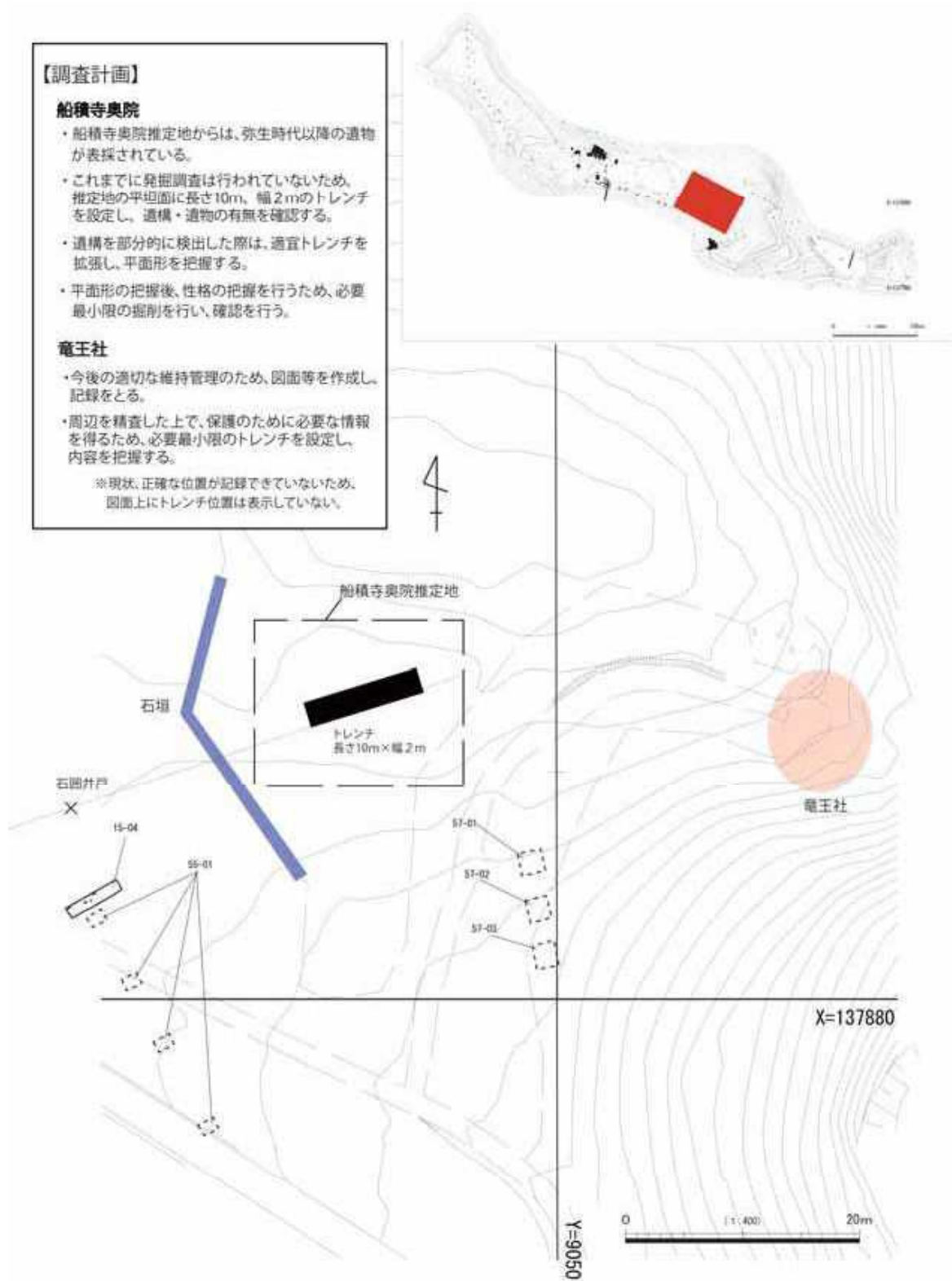
第 75 図 (イ) 12-02 調査区周辺トレンチ配置予定図



第76図 (ウ) 14-18～12-20 調査区周辺トレンチ配置予定図



第 77 図 (エ) 56-01 調査区 (オ) 石囲井戸周辺トレンチ配置予定図



第 78 図 (カ) 船積寺奥院 (キ) 竜王社周辺トレンチ配置予定図

【地下遺構等の深さの把握ができていない範囲（1-2区）の調査】

紫雲出山山頂周辺にグリッドを設定した。史跡指定地内は広大であるため、深さの把握については、テストピットを複数設定することで対応する（第79図）。

ア グリッドは、100mグリッドの大グリッドを設定し、その中をさらに10m四方の小グリッドに分けた。

この小グリッドの中に10m間隔でテストピットを設定し、遺構・遺物の検出を行い、遺構面までの掘削深度を把握するとともに、地山の起伏の状況なども確認する。

イ アの調査で遺構を部分的に検出した際は、遺構の内容を把握するため、適宜調査範囲を拡張する。必要に応じて時期や性格を判断するため、半裁等を行う。将来の検証に備えるため、完掘は行わない。

ウ ア・イの調査成果を受け、山頂を横断又は縦断する形で土層堆積状況図を作成し、地下の状況を可視化する。

【景観保全】

景観保全の対象は、1 区内とする。景観保全における実施措置は、①地盤、②害獣等、③雑木・雑草を挙げる。

①地盤

紫雲出山には開析谷が多く、その下方に居住されている方は少なくない。このような地形は、土砂崩れなどの災害によって甚大な被害が生じる可能性が高い。その対策として国土交通省が多くの砂防ダムを紫雲出山中腹に築いている。

山容を構成する花崗岩が雨によって流出することによって、取り残された安山岩などは小規模な落石や土砂崩れとなって山容に影響を与えている。これについては、香川県道路課やみどり保全課が擁壁や落石防護ネット等を設置することによって、防災に努めている。

チェックシート（第 82 図・第 20 表）を作成し、日々の状況を確認し、未然に災害を防ぐとともに、異常を確認した際は、各所管課に迅速に情報を共有し、防災もしくは減災の手立てを講じる。

②獣害等

市内全域に言えることであるが、近年イノシシによる獣害が増えてきている。史跡内においても掘り返される事例が発生しているため、柵を設置し、侵入を防ぐ等の対策を行う。

マムシやスズメバチなども確認されているため、注意喚起を行う。

③雑木・雑草

近年、台風や豪雨などの影響によって、山頂の一部が崩落するなど、紫雲出山の地質のもらさが懸念されている。雑木の繁茂は、史跡の価値の一つである景観を阻害してしまうが、その根が山を保護しているという側面もある。そのため、無闇に伐採を行うと、価値の 1 つである景観を損ねる危険性がある。そのため、雑木の管理は計画的に行う必要がある。以下は活用や整備につながるが、山頂からのビューポイントを設定し、これを阻害する雑木を計画的に伐採するなどの対策を講じることで、価値の 1 つである景観を保護しつつ、活用や整備を行うことにする。

草刈りが年間 3 回行われているが、雑草は成長が早いため、1 年中綺麗に維持することはできていない（第 80・81 図）。難しい課題であるが、定期的な草刈りの財源確保や草刈りに代わる別の方法を模索し、維持管理を行っていく。

景観保全に万全を期すためには、日々の状況変化を適切に把握しておく必要がある。把握のための方法として、遺跡館の日常業務である園地清掃の際、第 82 図・第 20 表に示したチェックシートに従い、園地内の確認作業を行う。もしも異変があった際は速やかに生涯学習課に連絡する。連絡を受けた生涯学習課は、関係団体と連携し、速やかに対処を行う。



第 80 図 草刈り後の 16-02 調査区（令和 3（2021）年 6 月）と眺望を阻害する雑木



第 81 図 雑草が繁茂する 16-02 調査区（令和 3（2021）年 10 月）

第 20 表 チェックシート（表）

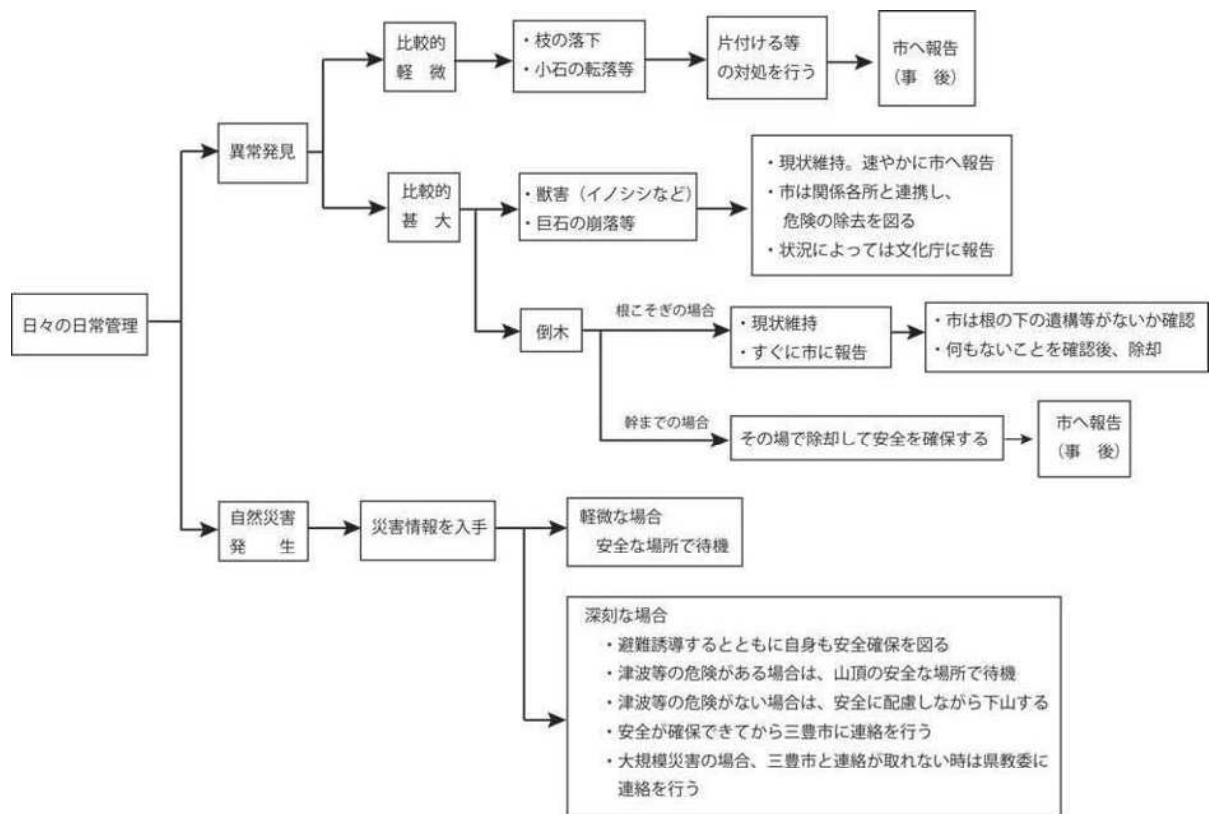
記入日	令和 年 月 日			
記入者氏名				
項目	内容	状況		備考
説明版について	説明版に損傷はないか？	☐ 損傷あり	☐ 損傷なし	「あり」の場合、該当箇所を裏ページの地図に示し、生涯学習課までご連絡ください。
イノシシ被害について	イノシシ被害はないか？	☐ 被害あり	☐ 被害なし	「あり」の場合、該当箇所を裏ページの地図に示し、生涯学習課までご連絡ください。
園地内のいたずら被害	落書きなどのいたずら被害はないか？	☐ 被害あり	☐ 被害なし	「あり」の場合、該当箇所を裏ページの地図に示し、生涯学習課までご連絡ください。
桜について	倒木していないか？	☐ 倒木あり	☐ 倒木なし	「あり」の場合、該当箇所を裏ページの地図に示し、生涯学習課までご連絡ください。
	枝が落ちていないか？	☐ 落ちている	☐ 落ちていない	「落ちている」場合、通行の邪魔にならないよう、片付けておいてください。生涯学習課への連絡は必要ありません。
	枝が落ちそうになっていないか？	☐ 落ちそう	☐ 落ちそうにない	「落ちそう」な場合、通行者の安全確保のため、剪定しておいてください。生涯学習課への連絡は必要ありません。
アジサイについて	手入れができているか？	☐ できている	☐ できていない	
落石について	石が落ちているか？	☐ 落ちている	☐ 落ちていない	・小さな石が落ちている場合は、通行の邪魔にならないよう、片付けておいてください。生涯学習課への連絡は必要ありません。
				・大きな石が落ちている場合は、現状維持のまま、至急、生涯学習課までご連絡ください。
その他	その他気が付いたことがあるか？	☐ ある (備考欄にご記入ください)	☐ ない	

チェックシート確認中に突発的に自然災害等が発生した場合は、園地内の人々に避難を呼びかけ、遺跡館職員も速やかに下山するとともに、その旨を三豊市（生涯学習課）に伝える。

まずは確認者や周辺の来園者等の身を守ることを最優先に行う。

夜間や早朝など、遺跡館の業務時間外に市内で自然災害等が発生した場合は、生涯学習課が確認を行う。ただし、南海トラフ地震など、大規模な災害発生時はすぐに確認を行うことは難しいことが想定される。市内の人命確保を優先し、状況が落ち着いてから史跡内の確認を行い、応急措置など必要な対応を講じていく。

第 83 図は、以上の流れを模式化したものである。



第 83 図 景観管理に関するフローチャート図

2) 本質的価値に関連する要素の保存管理

【地元祭祀】

積自治会によって竜王社周辺の草刈り等が行われ、適切な管理が行き届いている。しかし、各要素の由来などは判然としない部分があるため、地元自治会などに聞き取りを行うとともに、現状や位置等、基礎的な情報収集に努める。また、地元自治会と連携を密にすることによって、必要な支援を行うことができる体制を構築する。

3) 保存活用に資する要素の保存管理

植生・植栽 (第84図)

桜は、本計画とは別に策定される紫雲出山桜保全計画に従い、史跡に影響を与えない場所と工法で植栽ないし保全が行われるよう、計画を策定する三豊市産業政策課とは緊密な意思疎通を行う。桜の保全方法の詳細は、『紫雲出山桜保全計画』に基づいて行う。なお、紫雲出山における桜の保全や新たな植栽は、この保全計画以外のものは認めない。

この桜を求めて多くの方々が紫雲出山を訪ねて来る。史跡とは直接の関連性は薄いですが、三豊市にとって欠かせない観光資源となっている。本計画の目的は、第1章第2節で示したように、この観光資源を求めて来る方々も取り込んで、紫雲出山に関わる人々の裾野を広げることによって、関連する人と人が相乗効果を発揮し、それによって史跡を安定的に継承させていく仕組みを構築することにある。

この仕組みの一翼を担う桜は、植樹から約70年が経過し、老木化が進み、テング巢病などの被害も報告されているため、保全計画が策定されている。桜は延命が可能なものと、新たな植栽又は後継樹の補植が必要なものがある。前者は史跡に新たに影響を与える可能性は低いですが、後者は場所によっては深刻な影響を与える可能性がある。新たな植樹及び補植は、闇雲に植えれば良いものではなく、密を回避した場所に植えることを基本としている。そのため、桜の位置は座標管理され、植樹等の位置も座標管理されている。これに基づき1本1本カルテが作成され、状況が記録されている。紫雲出山桜保全計画では桜は、健全度によって以下のようにA～Fに分けられている。

A: 良好 (生育良好なので剪定等の管理をせず、自然に育てる)

A-1: 生育環境、状態が良好であるので剪定の必要なし。

A-2: 当樹を育てるため、当樹の生育に支障となる隣接樹の枝を切除する。

B: 剪定を検討 (支障枝の剪定を検討する)

B-1: 枯枝、腐朽枝、テング巢病罹病枝を切除する。

B-2: 隣接樹への被圧を防ぐための剪定をする。

C: 剪定や対策 (強剪定をして樹形を仕立て直す)

C-1: 幹に腐朽・空洞があり倒木・落枝による事故を防ぐため、強剪定をして樹高を下げる。

C-2: テング巢病が全体に発生しており、強剪定により切除する。

- C-3**：隣接する樹木を育てるため、障害となっている枝を剪定する。
- D：伐採**（根本から伐採する）
- D-1**：枯死している。
- D-2**：根本腐朽が著しく、倒木の危険性が大きい場合、危険回避のため伐採する。
- D-3**：樹冠が競合している場合、隣接樹を生かすため当樹を伐採する。
- E：樹勢回復**（生育不良のため施肥等を行い、生育を促進する）
- F：残置**（当樹を育てるためには周辺の樹木の剪定・伐採が必要であるが、それが難しい場合で当樹が景観的に重要でなければ管理をせず、残置する。

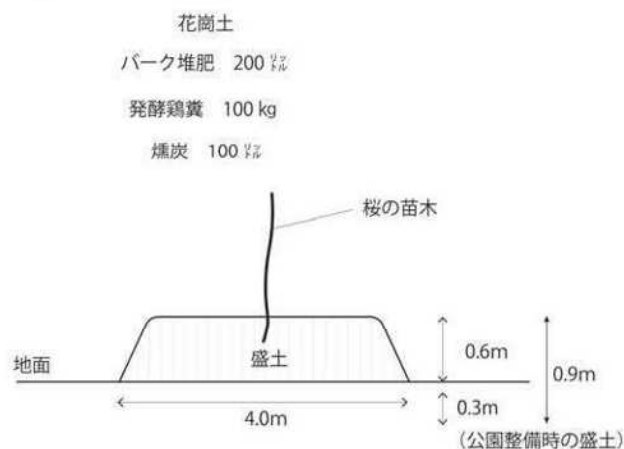
D・E以外は、現状変更等の許可は必要とせず、日常管理にあたる。Dは文化財保護法施行令第5条第4項トに従い、市許可案件として現状変更申請が必要となる。Eは掘削が伴うため、現状変更にあたる。樹勢回復を行う際は、事前に発掘調査を行い、地下の状況を確認する必要がある。

今後100年先など、長期的な視点に立った場合は、老木化しているため植え替えを行う可能性も考えられる。公園整備に伴う盛土の厚さは地点によって異なるが、地表から0.3m以上の保護層（公園整備時の盛土）が認められ、さらに地表面から0.6mほどの盛土を行い、地山面から数えて計0.9mほどの高さを確保できるものについては、その場所に遺構がないことが前提となるが、新たな植栽を許可する。

史跡内のトレンチの位置や遺構の配置も座標管理できていることから、調査を行った場所については、植樹等に伴うリスク管理を行うことができる。1-1区は、桜の植樹等を控えてもらっている。一方、1-3区など、地下遺構が残存していない範囲を桜の植樹等の候補地とすることで、史跡と桜の共存を模索している。

以上のように、史跡も桜も綿密な保存活用計画や保全計画を策定し、その情報を共有させることによって、共存を図る。

植栽盛土 1㎡



第84図 植栽に伴う盛土の状況

瀬戸内海国立公園

公園整備が行われ約 50 年が経過し、ベンチ等の施設の老朽化が目立つ。来園者の安全対策の観点から、所管する香川県環境森林部みどり保全課と連携し、更新等を行う必要がある。

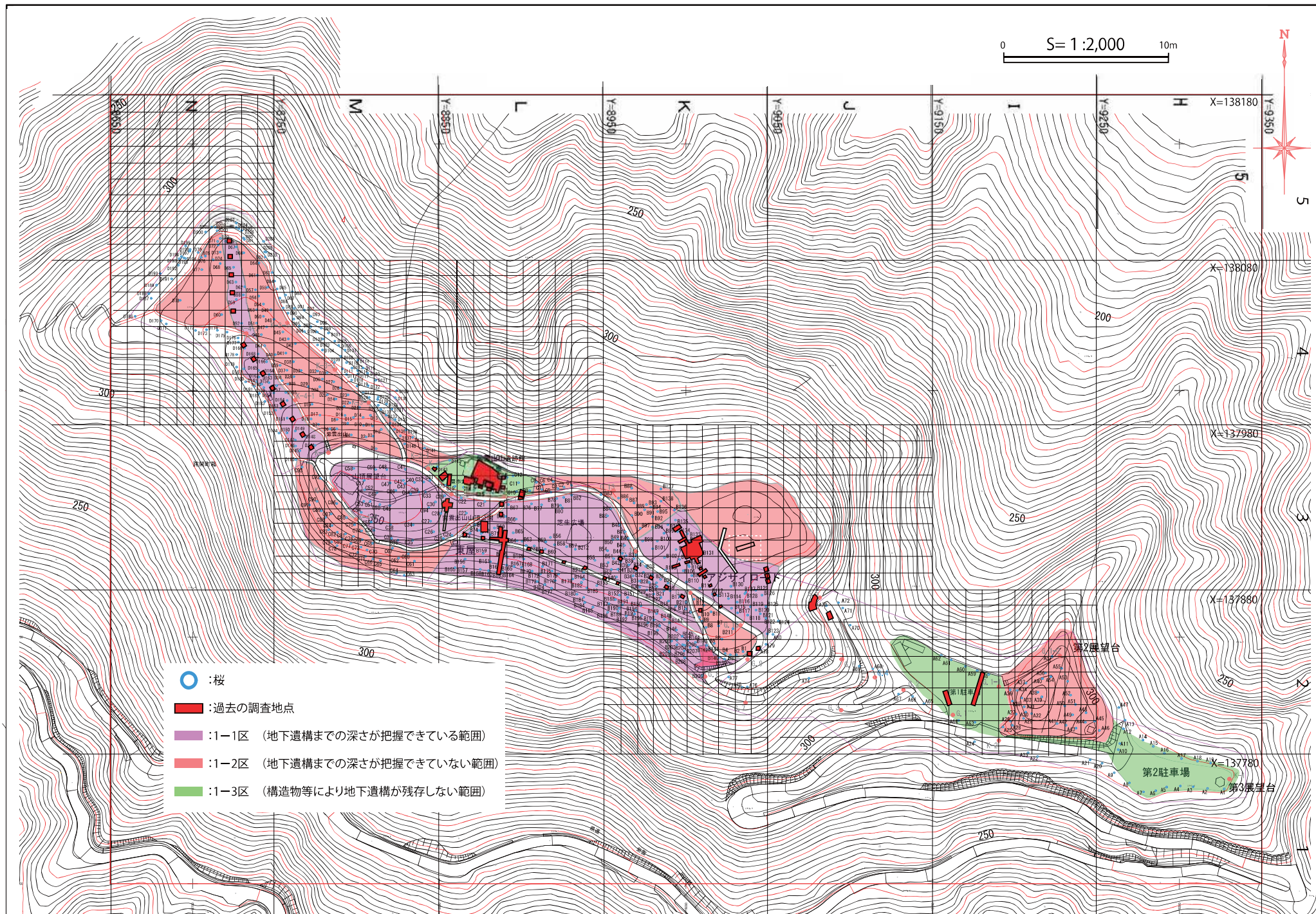
4) その他の要素の保存管理

公園施設のうち、使用不能になっているベンチ等は、管理を行う香川県みどり保全課と協議し、修繕もしくは撤去を推進させる。その際、第 19 表に沿って、地下遺構の状況を確認したり、影響を与えないような工法にしたりなど、史跡の保存を考慮した方法で行う。

便益施設の管理は様々な部署が担当し、一体感に欠けている。史跡内であるという認識も部署によって異なるため、本計画の現状変更等の取扱い内容の周知に努め、史跡とともに共存することをめざす。

5) 本質的価値を支える要素の保存管理

昭和 30 年代調査の出土遺物は、三豊市と京都大学で分割して保管されているため、保管情報を共有するための基礎資料を作成する。



第85図 座標管理されたトレンチ及び桜の位置状況図

第 21 表 保存に関する現状・課題・実施の一覧表

構成要素		現状（再掲）	課題（再掲）	実施措置	
1） 本質的価値を 構成する要素	遺構	公園整備等で削平、または、盛土されている。	整備に伴う盛土の深さ及び削平に伴う遺構の遺存状況が不明な部分があるため、確認が必要である。	調 査 研 究	1-1区及び1-2区の発掘調査を行う。
		調査後、保護層を入れながら保存されている。	検出はしたが、一部調査区外に広がるものは、全形の把握ができていない。それに伴い、遺構の性格や規模が不明なものがあるため、内容確認のための再調査が必要である。		
		埋め戻されず、窪地となっている。	経年による土砂の流入などによって、遺構の遺存状況が把握できていないため、確認を行う必要がある。		
	遺物	山頂の広い範囲で埋蔵されている。	表採され、散逸する危険性があるため、対策が必要である。		表採地点を記録し、速やかに回収する。
			獣害等によって地表面に現れ、破損等する危険性があるため、対策が必要である。		
	景観	強風や大雨の影響で倒木や土砂崩れが発生している。	危険木の除去など事前の対策を講じる必要がある。	景 観 保 全	チェックシートを作成し、日々の点検を行い、関係各所と情報を共有する。
		イノシシが増加し、地面を掘り起こしている。	鳥獣保護区となっているため、効果的な対策ができていないが、獣害を防ぐ対策を検討する必要がある。		
		年3回草刈りを行っている。	範囲が広大で草刈りが間に合わず、景観上良くない時期が存在するので解消する必要がある。		
		雑木が繁茂し、眺望を遮っている。	雑木の管理を行う明確な方針を定める必要がある。		
	2） 本質的価値に 関連する要素	地元祭祀	奥院と思われる石垣は現地で確認することができる。	由緒等が不明であるため、調査・研究が必要である。	現状や位置などを記録し、基礎資料を作成する。地域住民からの聞き取り等も行う。
石造物が残され、積自治会によって定期的に清掃されている。			積自治会との協働や担い手不足等に対する支援策を講じる必要がある。		
3） 保存活用に 資する要素	植生・植栽	老木化している。	延命のための処置などの対策が必要である。	『紫雲出山桜保全計画』と連携し、史跡との共存を図る。	
		腐朽の影響で枝が地面に落下する事象が発生。	危険回避のための事前の剪定などの対策が必要である。		
	瀬戸内海国立公園	破損したベンチが多数放置されている。	ベンチの更新等を行う必要がある。	所管する香川県みどり保全課と連携し、更新等する。	
4） その他の要素	防災施設	多くの課がそれぞれ管理している。	史跡内にあり、規制がかかっていることなど、基礎的な状況共有を行い、連携を深める必要がある。	庁内で連携を密にし、史跡と共存を図る。	
5） 本質的価値を 支える要素	出土した遺物	考古館、遺跡館、京都大学考古学研究室でそれぞれ保管している。	遺跡館保管資料は保存処置ができていないため、洗浄等を行う必要がある。	洗浄などの整理作業を行う。	
			三豊市教育委員会生涯学習課と京都大学考古学研究室双方の保管状況について、共通認識が不十分である。	保管状況等を共有する。	

第3節 現状変更等の取り扱い

1) 現状変更等の取り扱い方針

史跡の本質的価値の保存を前提とし、史跡紫雲出山遺跡の保存管理及び活用、整備を目的とした発掘調査や、景観の維持管理のための植栽や修繕や整備、防災上必要な修繕や整備に必要な現状変更以外は原則として認めない。

2) 現状変更等の取り扱いにおける留意事項

史跡指定地内における現状変更等の取り扱いについて、申請者は三豊市教育委員会生涯学習課や香川県教育委員会、必要に応じて文化庁とも協議を行うものとする。また、許可申請事務を行う際は、以下の点に留意すること。

【留意事項】

- ・現状変更等の行為を行う際は、事前に三豊市教育委員会生涯学習課、香川県教育委員会、文化庁等の関係機関と協議するとともに、必要に応じ学識経験者等の指導・助言を受けるものとする。
- ・史跡指定地内は、瀬戸内海国立公園であり、さらに一部保安林にも指定されているため、該当する場所で現状変更等を行う場合は、環境大臣や香川県知事の許可も必要である。
- ・現状変更は、史跡保護・景観保護の観点から必要最小限とする。
- ・修繕や活用、整備のために土地の掘削を行う場合は、過去の調査で周辺に地下遺構が確認されていない場所で行うか、事前に発掘調査を行い、地下遺構の確認を行った上、影響を与えない場所で行うこととする。
- ・施設の修繕や整備を行う場合は、史跡・国立公園両方の景観に十分配慮した規模・形態・色彩・素材とする。
- ・現状変更等を行う場合は、その行為の実施前後の状況及び経過を記録することとする。
- ・現状変更等の申請手続きを経て現状変更等を行った場合は、完了後すみやかに文化庁長官に届出を行うこととする。
- ・活用に伴う現状変更等は、本質的価値を損なわないものに限ることとする。

3) 現状変更等の取り扱い基準

①想定される現状変更等

史跡指定範囲内において想定される現状変更を伴う行為とその許可条件を第23表にまとめた。これ以外の案件が発生した際は、その都度個別に判断することとする。

②現状変更等の申請区分

保存管理方針に基づき、今後想定される現状変更等に係る行為について、その申請区分を整理する。行為の内容、程度によって申請区分が変更する場合があるため、現状変更等の申請者は、三豊市教育委員会生涯学習課と協議を行い、必要に応じて香川県教育委員会、文化庁とも協議を行うものとする。想定できなかった行為は、その都度、協議を行うこととする。

第 22 表 地区区分における構成要素ごとの取り扱い基準一覧表

地区 区分	要素			現状変更の取り扱い基準	
	分類	内訳			
1 区	本質的価値を 構成する要素	遺構		・ 現状保存を原則とする。	
				・ 今後の保存、活用に資するための発掘調査は、必要最小限の範囲で行うことを 前提に許可する。	
				・ 活用や整備のためにサイン等を設置する場合は、地下遺構に影響を与えず、景 観に配慮されたものに限り許可する。	
		遺物 (現地に埋蔵されている遺物)		・ 現状保存を原則とする。 ・ 遺物が埋蔵されている場所での現状変更は認めない。	
	景観		・ 周辺で発掘調査を行っておらず、地下の状況が把握できていない場所における 現状変更は、確認調査を行い、地下遺構の状況が把握できるまで許可しない。 ・ 枝の剪定や雑草の除去など、日常管理に伴う作業は、許可は不要。		
	本質的価値に 関連する要素	地元祭祀 (船積寺奥院・竜王社)		・ 現状保存を原則とする。 ・ 保安林に指定されているため、後継樹の補植が必要な際は、保存に影響を与え ない場所で行う場合は認める。 ・ 今後の保存、活用に資するための発掘調査は、必要最小限の範囲で行うことを 前提に許可する。 ・ 雑草の除去など、日常管理に伴う作業は許可は不要。	
	保存活用に 資する要素	植生・植栽		・ 中・長期的な保全計画を前提に、地下遺構に影響を与えない場所、工法で行う ことを条件に許可する。 ・ テング巢病対策としての枝の剪定など、日常的な管理については、許可を必要 としない。	
				瀬戸内 海国立 公園	公園施設
		展望台 東屋 ベンチ 案内看板	・ 修繕は、史跡に影響を与えない工法で行うものは許可する。 ・ 移設や新設はその必要性や設置場所の地下遺構の状況に応じて判断する。 ・ 除却は、史跡の保存に留意した工法で行うことを条件に許可する。		
		道	登山道 遊歩道 崖面擁壁 ガードレール		・ 修繕は、史跡に影響を与えない工法で行うものは許可する。 ・ 新設は、その必要性や敷設場所の地下遺構の状況に応じて判断する。 ・ 草刈りや枝の剪定や倒木の処理など、日常管理に伴うものは、許可を必要とし ない。
			記念碑		・ 顕彰碑 歌碑 ・ 天災等の緊急時は人命救助を優先すること。
	その他の要素	防災施設など		・ 防災無線基地局 発電所 電柱 ・ 修繕は、史跡に影響を与えない工法で行うものは許可する。 ・ 天災などの緊急時は人命救助を優先すること。 ・ 新設は、その必要性や敷設場所の地下遺構の状況に応じて判断する。	
	2 区	本質的価値を 構成する要素	自然景観	山容 遠望	・ 周辺で発掘調査を行っておらず、地下の状況が把握できていない場所における 現状変更は、確認調査を行い、地下遺構の状況が把握できるまで許可しない。 ・ 枝の剪定や雑草の除去など、日常管理に伴う作業は、許可を必要としない。
		保存活用に 資する要素	公園施設	ベンチ 案内看板	・ 修繕は、史跡に影響を与えない工法で行うものは許可する。
その他の要素		道	県道紫雲出山線 登山道 崖面擁壁 ガードレール	・ 天災などの緊急時は人命救助を優先すること。 ・ 新設は、緊急性やその必要性、敷設場所の地下遺構の状況に応じて判断する。	

第 23 表 現状変更等の申請区分一覧表

申請区分	根拠法令		想定される行為
文化庁長官	文化財保護法第125条第1項に規定される行為	史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。	- 発掘調査 - 桜やアジサイの補植や植樹、それに伴う盛土 - 県道の改良工事（拡幅等） - 県道の防災工事（擁壁設置等）
三豊市教育委員会生涯学習課	文化財保護法施工令第5条第4項に規定される行為	イ：小規模建築物で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築	・仮設テントの設置等（桜まつり）
		ロ：小規模建築物の新築、増築又は改築であって、指定に係る地域の面積が天然記念物に係る都市計画法第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの	
		ハ：工作物の設置若しくは改修。又は道路の舗装若しくは修繕	- 遺跡館門扉の改修とそれに伴う生垣、塀の改修 - ガードレールやカーブミラーの設置もしくは改修 - 県道、四国のみちの舗装もしくは修繕 - カウント装置の改修 - 監視カメラの設置、改修 - 桜の支柱 - ベンチ等の設置、改修
		ニ：法第115条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修	・史跡を明示する標識、案内板、説明版、注意札等の設置及び改修
		ホ：電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修	- 第1駐車場及び遺跡館横にある電柱の改修 - 遺跡館やトイレに設置された配線等の改修
		ヘ：建築物等の除却	・ハで設置したものの撤去
		ト：木竹の伐採	- 倒木やテング果病にかかった桜の日常管理のための伐採 - 雑木の伐採
		チ：史跡名勝天然記念物の保存のために必要な試験材料の採取	・土壌サンプリング
許可申請不要	文化財保護法第125条第1項に規定される行為	現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合	- 人命に危害が及ぶ危険性のある場合 - 地震、台風、豪雨、火災等非常災害時における被害箇所の応急措置や被害拡大防止措置
	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則	第4条 維持の措置の範囲	- 史跡が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を与えることなく史跡を指定当時の原状に復するとき - 史跡が毀損し、又は衰亡している場合において、毀損や衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき
		日常の維持管理行為	土地の掘削、大規模な盛土及び切土その他土地の形状の変更を伴わない維持管理行為 【例】 - 日常の清掃や設備の保守点検、簡易な補修 - 破損や劣化による応急措置や部分的な取り換え等 - 植栽の日常的な手入れ（剪定、添木の設置、倒木の処理、病虫防除、草刈り、清掃など） - 建築物や工作物の日常的な清掃や保守点検及び簡易な修繕 - 電線などの配線や配管の張り替えや取り換え - 一時的な仮設物の設置など

4) 現状変更許可申請以外の届出等

史跡指定範囲内は、文化財保護法以外の法規制下でもある。そのため、史跡指定地内で現状変更等を行う際は、下記の届出等も必要となる。

第 24 表 史跡紫雲出山遺跡における現状変更許可申請書以外の許可申請書等一覧表

許可・届出	根拠法令	行為の内容	許可権限者	書類送付先
形状変更許可	自然公園法第20条第3項	1 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。	中国四国地方環境事務所長	中国四国地方環境事務所
		2 木竹を伐採すること。		
		3 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。		
		4 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。		
		5 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。		
		6 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。		
		7 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。		
		8 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。		
		9 水面を埋め立て、又は干拓すること。		
		10 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。		
		11 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。		
		12 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境		
		13 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。		
		14 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における		
		15 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。		
		16 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。		
		17 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。		
		18 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの		
立木の伐採許可	森林法第34条第1項	保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。	香川県知事	香川県 西部林業事務所
土地の形質変更等の許可	森林法第34条第2項	保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の掘採、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。	香川県知事	香川県 西部林業事務所
毀損届	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第6条	史跡の構成要素が毀損した場合、その事実を知った日から10日以内に届出なければならない。	文化庁長官	文化庁

第4節 史跡追加指定の考え方

史跡紫雲出山遺跡の価値の1つである遠望を保護するために、標高200mから山頂までの範囲が史跡指定を受けている。しかし、北側の1筆だけ史跡指定範囲には含まれていない。これは意見具申の段階で登記が更新されておらず、権利者が膨大な数に広がり、すべての同意を得ることが難しいと判断したためである。この部分は、備讃瀬戸から見た際、正面にあたるため、将来的に条件が整った段階で追加指定をめざす（第35図）。

紫雲出山山頂から葉脈状に尾根が派生し、場所によっては平坦地も形成されている。その平坦地の1つから海崎城が確認されているが、未調査であるためその内容は不明である。類似する他の地形からも遺跡が確認される可能性は高い。そのため、踏査によって遺物の採集に努め、地形的に遺構が展開する可能性のある場所については、必要最小限の発掘調査によって確認を行う。史跡と関連する遺跡が発見された場合は、追加指定をめざす。

第5節 指定地の公有地化

史跡範囲内の市有地は全体の約21%、県有地は2%、社有地は1%であり、残りの4分の3にあたる76%は民有地となっている。民有地の多くは2区とした斜面地が多く、大浜自治会と積自治会がその大半を所有している。個人が所有している土地は、相対的に言えば少ない。

今後、史跡の追加指定が行われ、個人の所有地が増えることがあれば、史跡を保存し、適切な活用を進めていくために、指定地の公有地化をめざす。

第8章 史跡の活用

第1節 活用の方向性

【方向性】

1. 史跡の価値を広く公開し、普及啓発を行う。調査研究によって新たに価値が判明した際は、その都度公開し、多くの人々に周知する。
2. 弥生時代当時の山頂からの眺望を保護するため、現状維持を基本とする。
3. 現在山頂で行われている各種の活用について、その関係団体と連携を深め、その活動を支援していく。
4. 未来を担う若年層に向け、様々な素材を提供し、紫雲出山について、これまで以上に関心を持ってもらう。

第2節 実施措置

1) 価値の伝達

①デジタルツールの活用

AR や QR コードなどのデジタルツールを活用することによって、現地を訪れた人々に史跡の価値を視覚的に伝える。具体的には実施措置は整備と関連するため、第9章第89図に示す。

②調査研究成果等の活用

研究

史跡紫雲出山遺跡は、これまでに全体の数%しか発掘調査を行っていない。そのため、今後体系的な発掘調査や研究を実施して遺跡の全容解明を図り、その成果を活用に反映する。

紫雲出山遺跡が高地性集落研究に大きな影響を与えた経緯を踏まえ、これらの調査研究の成果を蓄積し、全国に情報発信することで、今後の高地性集落研究に役立てていく。

近年、高地性集落の見直しが全国規模で行われている。紫雲出山遺跡は本計画にもあるように1-2区の調査のような体系的な発掘調査と、1-1区の調査のようなこれまでの調査で検出したが、内容把握が不十分であった遺構は再検討を行っていく。その過程で新たに分かったことは各種講座や現地説明会等で広く情報発信することによって、活用を図る。

また、各種遺物の再検証や、遺構の検出状況等を整理し、他の高地性集落との比較検討を行う。加えて紫雲出山の麓に広がる箱遺跡や船越遺跡など、現在は同時期とは言われていない遺跡の調査等を行い、資料を充実させることで、平地や高地の遺跡の比較検討等も行う。

以上の研究によって新たに得ることができた知見は、整備にも関連させることで広く一般にも公開するとともに、保存の意義を広く示していく。

講座

上記の発掘調査や研究の成果は、専門家だけでなく、一般の人たちや生徒、学生にも容易

に理解できるよう、対象に合わせた講座を開催するなど、情報提供の仕組みを構築する。

講座は、公民館が歴史講座として開催するもの、文化財保護協会が臨地研修として開催するものなど、例年、史跡紫雲出山遺跡を題材とした講座が行われている。紫雲出山の裾にあたる大浜や積、箱自治会などの地元の方々に向けた講座も行い、最新の情報を多くの人々に伝えることで関心を高め、史跡保護の協力者を募っていく。

現地説明会

発掘調査成果は、現地説明会を行い、リアルタイムで広く公開する。

里帰り展示会

史跡紫雲出山遺跡から出土した遺物は、三豊市教育委員会生涯学習課と京都大学文学部考古学研究室に分かれて保管されている。これらの遺物は、昭和 30～32（1955～1957）年にかけて行われた発掘調査で出土した物であり、『紫雲出』刊行に伴う整理作業中に折半されたと伝わっている。

60 年以上ぶりに三豊市に里帰りさせ、考古館において特別展示を企画することで過去の発掘調査中に見た人から、この展示ではじめて見る人まで、多くの人々に見てもらう。

リアルタイムで体験

総合的な学習等と連携し、発掘調査体験や出前授業等を開催することによって、小中学校などの若年層に最新の発掘調査成果に触れてもらう。現在、高等学校の日本史の教科書である『詳細日本史 B 改訂版』には高地性集落は、「戦争に関する遺跡」として取り上げられ、「見張り場や交通・交易の拠点などの意義」は全く触れられていない。最新の発掘調査成果が教科書に反映されるにはタイムラグがある。高地性集落を代表する紫雲出山遺跡が身近にあることを活かし、市内や県内の生徒には最新の調査成果をリアルタイムで触れることで、歴史的評価の転換が行われる過程を直に感じてもらう。幼少期にこのような体験を経ることで、史跡を身近に感じてもらうとともに、愛着を持ってもらえる環境を作り出す。

2) 市民の参加、協働による活用

史跡内では様々なイベントが行われている。4 月には「桜まつり」、11 月には「古代のくらし」が例年開催されている。史跡であり、観光地でもある紫雲出山遺跡を今後も長く保護していくためには、まずは多くの人々に足を運んでもらい、関心を持ってもらう必要がある。そのためにも現在山頂で行われているこれらのイベントは今後も継続する必要がある。

①桜まつり

「桜まつり」は、地元自治会である大浜自治会と三豊市観光交流局が協働して開催しており、期間中は、約 4 万人の観光客が桜と瀬戸内海の島々のコントラストを求めて訪れる。山頂の駐車場は狭く、道幅も狭いため、これだけの人数をさばくことは容易ではない。そのため、交通規制を行ったりシャトルバスを借り上げたりするなどの対策を行っている。近年は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から予約制にするなど、情勢にあわせ臨機応変に対処している。これだけ多くの人々が訪れる場所であるため、調査成果を解説板等に反映さ

せることで、交流人口を増やし、史跡の周知につなげる。

②古代のくらし

「古代のくらし」は、考古館が主催している。地元ボランティアの方々の協力もいただき、山頂の遺跡館敷地内で開催している。石鏃が多く出土したことにちなんで弓矢体験をしたり、山頂での連絡手段の可能性がある狼煙にちなんだ火おこし体験をしたりしながら、弥生時代にこの山頂で行われたかもしれない出来事を追体験するイベントを行っている。

平成4年から開始され、約30年が経過している。参加時は子どもであった人が大人になり、家族を連れて再び参加されるケースもあり、世代を超えたイベントとなっている。

世代を越えたこのような活用の積み重ねが、史跡を保護し、長く継承していく人材の土台になるため、今後も継続していく。

③写真展

過去の紫雲出山山頂には大きな木々はほとんどなく、今日以上にその眺望は開けていた。昭和30～32（1955～1957）年に調査された時はほとんど雑木がなく、広く備讃瀬戸を眺めることができた（第86図）。それが雑木の管理不足と公園整備等によって、昔とは異なった状況となっている。当時を知る地元の人にとっては当たり前の変化であるが、観光等で訪れる人々にとっては今の姿が紫雲出山であり、当時の様子は知らない人が多数を占める。現地で確認する眺望も、現在の状況からの判断となるが、視界が開けていないと判断される箇所も約70年前は開けていたことを勘案すると、誤った判断をしている可能性がある。現地で約2,000年前の様子に思いを馳せてもらいたい、その前に約70年前の山頂の変化も知ってもらうことで、さらに昔の弥生時代に何が起きていたのか、現地で感じてもらう。この目的を果たすため、市民に向けて過去の紫雲出山の写真提供を募集し、遺跡館で特別展示を行い、昔と今の変化について知ってもらう。過去の写真を持ち、当時の様子を知る方と、過去の様子に興味のある方を交えた座談会等も企画し、紫雲出山の変化の様子を継承し、さらに昔の弥生時代の紫雲出山についても知ってもらえるよう、工夫する。



第86図 昭和30年代の紫雲出山山頂

3) 教育素材としての活用

総合的な学習の時間（小中学生）、総合的な探求の時間（高校生）の選択肢の1つになるように、素材を提供する。

①展示

遺跡館内の展示は仮設的であり、史跡の広報として活用するには十分ではないため、改善を図る必要がある。まずは展示を一新し、多くの人に史跡のことを知ってもらえるような展示にする。具体的には、紫雲出山遺跡は、戦争から交易へその評価が大きく変わっているた

め、これまでの調査や評価の変遷が分かるような展示にすることによって、評価が変化しつつあることを感じてもらい、関心が高まるよう促す。

②パンフレット

館内には史跡に関するパンフレットがないため、山頂が史跡とは知らずに帰っていかれる方々も少なくない。展示を見て史跡であることを知っていただくとともに、パンフレットを持って帰っていただくことで、史跡としての記憶を長くもっていただく。

具体的には、発掘調査成果を小学校、中学校、高校、大学、社会人一般、それぞれに合わせた内容でまとめ、学校教育や生涯学習の教材とし、史跡を知ってもらう。現在のパンフレット（第87図）は最新の情報が盛り込まれていないため、最新の物に作り替える。

紫雲出山は眺望や植生以外にバードウォッチング等を目的として訪れる方々も多い。遺跡以外の目的で訪れる人々のニーズにあったパンフレットも作成し、その中に遺跡の情報も組み込むことで、遺跡についても知ってもらい、関心を持ってもらう。具体的には、ウユニ塩湖のような水鏡で有名な三豊市仁尾町の父母ヶ浜のように、紫雲出山における生態系調査等も行い、成果をパンフレット等にまとめる（第88図）。紫雲出山の様々な価値をパンフレットにまとめ、目に見える形にすることで、発掘調査成果だけでなく、多角的に紫雲出山に関心を持ってもらい、史跡も含めた「場」として今後の保存につなげる。



第87図 古いパンフレット



第88図 生態系パンフレット参考例

③出土品

考古館では紫雲出山遺跡出土遺物の展示を行っている。教科書にのっている遺跡から出土した資料を実際にみってもらうことでより理解を深めてもらう。また、学芸員立ち合いのもと、実際に土器等に触れてもらうことによって質感や重量などを体感してもらい、さらに関心をもってもらえるような工夫も行う。

第 25 表 活用に関する現状・課題・実施の一覧表

要素	構成要素	現状（再掲）	課題（再掲）	実施措置	
1) 本質的価値を構成する要素	遺構	①史跡であることを明示する案内板がなく、調査内容を明示する解説もない。	①来園者に史跡であることを伝えられていない。	1) 価値の伝達	①デジタルツールの活用
		②現地説明会を開催。	②若年層への周知ができていない。		②発掘調査成果等の活用 研究 講座 現地説明会 里帰り展示会 リアルタイムで体験
	景観	①季節ごとの景観を求め、多くの観光客が訪れる。	①雑木等の維持管理措置を講じる必要がある。	2) 市民の参加、協働による活用	①桜まつり 桜保全計画に従い、史跡に影響を与えない形で桜を存続させ、加えて雑木等の管理も行い、桜まつりを継続させる。 桜を求めてきた来園者向けに解説板等を修正し、交流人口を増やして史跡の周知につなげる。
		②雑木の管理ができていない。			
2) 保存活用に資する要素	植生・植栽	①「桜まつり」が行われている。	①「桜まつり」を継続するためには、桜保全計画に従い、桜等の維持管理が必要である。		②古代のくらし 世代を超えたイベントとなっているので、今後も継続し、史跡を保護し、長く継承する人材の土台とする。
		②アジサイロードが整備されている。			
		③桜・アジサイ以外の植生について、調査が十分にできていない。	②桜・アジサイ以外の植生調査を行う必要がある。		③写真展 公園整備等によって景観や植生等が変わった紫雲出山の過去と今の形を写真で見ることで、これらの変遷も含めた紫雲出山の歴史を未来に継承する。
	遺跡館	①遺跡館敷地内で「古代のくらし」が行われている。	①高齢化によりボランティアが不足している。	3) 教育素材としての活用	①展示 仮設的であった展示を改善し、多くの人々に史跡としての価値を知ってもらう。
		②遺跡館で史跡の紹介、遺物の展示を行っている。	②・展示は仮設的であり、十分な活用が図れていない。 ・パンフレット等、史跡の価値を伝えるために必要なものが揃っていない。		②パンフレット 史跡としてのパンフレットは価値の変化等修正が必要な部分は修正する。 子どもや大人など、対象に合わせたパンフレットを作成する。 史跡だけでなく、生態系などのパンフレットも作成することによって、交流人口を増やし、史跡の保護・継承に向けた人々のつながりを作る。
3) 本質的価値を支える要素	出土した遺物	①考古館と遺跡館で展示している。	①・遺跡館の展示は、キャプションの欠如など不備が目立つ。 ・考古館の展示は、学芸員がいることを活かした活用方法の模索が不十分である。		③出土品 学芸員立ち会いのもと、考古館において、出土した遺物に触れる機会を設けることで、展示ケース越しに見るのではなく、実際に触れることで質感や重量等を感じてもらい、史跡に対する関心を高めてもらう。

第9章 史跡の維持・整備

第1節 整備の方向性

【方向性】

1. 史跡の本質的価値を正確に伝えるため、計画的な調査研究成果に則したサインを設置し、普及啓発を行う。
2. 史跡の最大の特徴である眺望をより効果的に実感してもらうため、ビューポイントを設定し、周辺の実地整備を行う。
3. 遺跡館の展示内容を再整備する。
4. 教科書に掲載される本史跡について、山頂からの眺望を実際に目で見たり、出土遺物に触れたりすることによって体感してもらえる整備を行う。

第2節 実施措置

1) サインとビューポイントの設置

整備の前提は、地下の遺構・遺物に影響を与えないことである。このことを踏まえ、史跡の本質的価値を視覚的に伝えるための整備を行う。整備は、主に平坦部である1区で行う。2区は急斜面地であるため、現状のまま山容維持に努める。

まずは動線とサインの設置場所を検討する。動線と合わせて史跡の価値である眺望を体感してもらうため、ビューポイントを設定する（第89・90図）。ビューポイントは、第4章第4節で提示した眺望地点A～Eの場所に設定する。

サイン

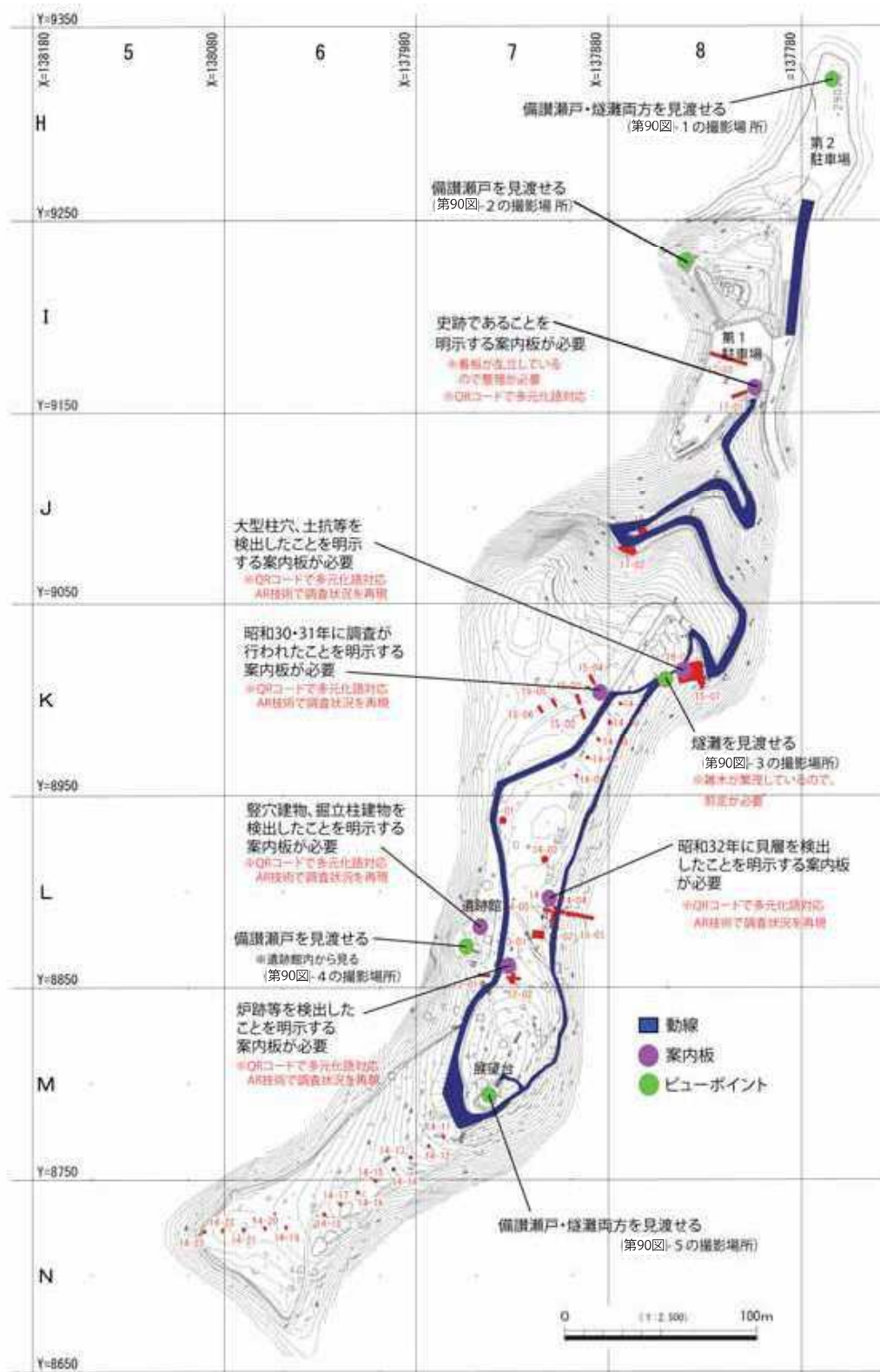
サインは地下の遺構・遺物に影響を与えず、かつ、建設費や維持費の問題をクリアするため、AR等の最新技術を活かしたソフト整備も検討する。サインの多言語化は、QRコードを使用することによって、サイン全体の額面が巨大化し、景観が損なわれることを回避するなど工夫する。

サインの内容は、発掘調査成果に基づく必要があるため、本計画期間中に発掘調査を行う。その成果をサインに反映させるため、本格的なサインの設置は10年後に策定する次の保存活用計画書に盛り込んで整備するが、場合によっては前倒しで設置する可能性もある。

なお、第1駐車場には案内看板が乱立している（第91図）。しかし、ここに史跡を明示する案内看板はない。ここは自家用車で来た場合は史跡への入り口であるため、史跡であることを伝える案内看板の設置は必須となる。そのため、この案内看板の設置は本計画中に行う。

ビューポイント

ビューポイントは同じ高地性集落である心経山遺跡などが見渡せる場所に設置する。なお、実際に山頂からの眺望だけでなく、AR技術などを駆使し、その場で弥生時代の情景に触れられるような見せ方を工夫する。



第 89 図 動線とサイン等の位置図（案）

1. 第2駐車場からの眺望



2. 第2展望台からの眺望



3. 雑木が遮る燧灘



4. 遺跡館からの眺望



5. 第1展望台からの眺望



第90図 ビューポイントからの眺望



第 91 図 第 1 駐車場に乱立する案内看板

2) 破損したベンチの更新等

史跡範囲内には約 20 基のベンチがあるが、その大半は経年劣化により破損している。この破損したベンチは、来園者の安全のためには更新等が必要なものであり、史跡としても景観上好ましいとはいえないため、来園者の安全と景観上の観点から、更新等していく。

なお、このベンチの所管は香川県環境森林部みどり保全課であるため、同課と更新等に向けた協議を行う。

3) 遺跡館内外の再整備

遺跡館（館内）

遺跡館は、ガイダンス施設として昭和 63（1988）年度に建設されたが、展示やパネル等に不備があり、来館者に史跡のことを十分に伝えることができていないため、展示替えを行う。

①発見の経緯や史跡の概要が分からない。

コンセプトが分からない人形と土器のレプリカが並ぶ（第 92 図）。この展示品は撤去し、史跡の経緯や遺跡館見学の導入を示すパネルを作成する。

②展示品の整理作業を行う。

遺物が展示されているが、中にはレプリカや紫雲出山遺跡以外のものもあり、コンセプトが伝わりづらい（第 93 図）。出土した遺物は洗浄されず、現場から剥ぎ取る形で展示している（第 94 図）。



第 92 図 遺跡館入口の人形など

出土状況をそのまま見てもらうことをコンセプトにしているが、説明がなく、来館者にその意図が十分に伝わっていない。キャプションがなく、器種もわからない。洗浄をしていないことは遺物保存上好ましくないため、洗浄し、接合できるものは接合を行い、キャプションをつけ、来館者が見てわかる展示を行う。

③展示が古く、更新されていない。

最新の内容で展示替えを行う（第95・96図）。



第93図 他地域（坂出市）の旧石器等



第94図 洗浄されていない出土遺物



第95図 遺跡館内全景



第96図 更新されていない展示

遺跡館（館外）

弥生人の模型 遺跡館前にある弥生人の家族の模型は、服装等を含め、現在の研究状況とは異なる部分がある。加えて、経年劣化のため修繕が必要な状態である。必要な改修や修繕を行い、史跡の価値である眺望を伝えるための役割を持たすなど、コンセプトの改変を行う。

サイン 遺跡館建設工事に伴う発掘調査成果が現地で反映されていないため、当時の調査内容を示した解説板や復元建物の役割を再構成する。

復元建物の修繕 遺跡館横に復元された復元建物は、2棟とも屋根の修繕が必要である。現在、建物内に雨水の侵入は確認されていないが、このまま放置すれば建物の芯材が痛み、倒壊等の恐れがあるため、屋根の葺き替えを行う。茅葺の技術は時代の流れに伴い衰退し、現在その技術を持っている人は限られている。ただ公費をかけてただ修繕するのではなく、これが修復技術の継承の場と史跡を利用するそれぞれの団体をつなげるきっかけとなるような整備を行う。

技術はあるが担い手がない職人や、昔ながらの茅葺きの方法を知っているが活用する場がない地元の方々と、技術はないがやる気はある方々等がそれぞれの長所を活かして協力することで、屋根の修繕を行う。この取り組みはSNSなどで拡散することで、より多くの人々に知ってもらい、参加者を募る。

関係者が自らの手で修繕することにより、この復元住居に愛着を感じてもらい、将来的に史跡全体に愛着を感じてもらえるきっかけとしたい。この修繕を経た復元建物を核としたストーリー性のある史跡の解説を行うことによって、これまで唐突感のあった復元建物を適切に活用するとともに、多くの人々に史跡の魅力を感じてもらえることが期待される。



第 97 図 遺跡館外に設置された人形



第 98 図 復元建物屋根劣化状況

第 26 表 整備に関する現状と課題と措置 一覧表

要素	構成要素	現状（再掲）	課題（再掲）	実施措置
1) 本質的価値 を構成する 要素	遺構	①紫雲出山に來られた人々は史跡であることを認識できない。 ②案内看板が乱立している。	①史跡を理解するための動線やそのために必要になるサインを適切な場所に設置する必要がある。	道線の設定やサインの設置を行う。
	景観	①高地性集落としての眺望の良さを説明するような整備ができていない。	①他の高地性集落との位置関係や見え方がわかるような整備が必要である。	他の高地性集落が見渡せる場所をビューポイントとして整備する。
2) 保存活用に 資する要素	瀬戸内海 国立公園	①瀬戸内海国立公園として整備された多くのベンチが破損している。	①更新等が行われていない。	史跡に影響を与えない方法で更新等を行う。
	遺跡館	②・遺跡館の展示内容が古く、わかりにくい。 ・遺跡館周辺にある人形や復元建物は一部破損等が認められる。	②・遺跡館内外の展示や表示の改訂についての検討ができていない。 ・人形の修繕や設置のコンセプトの再構築が必要。 ・損傷が激しい復元建物の屋根は修繕する必要がある。	・遺跡館内外の展示や表示を更新する。 ・人形は修繕し、設置場所を変更する。 ・多くの人々と協力し、屋根を修繕する。

第10章 運営と体制整備

第1節 運営と体制整備の方向性

史跡紫雲出山遺跡が所在する紫雲出山は、史跡としての価値だけでなく、瀬戸内海国立公園としての自然的環境や、古代の暮らしを体感できる空間、出土資料や調査結果を公開する資料館といった文化的環境も体感できる場として、県内外の多くの団体や人々によって広く利用されている。

今後の史跡紫雲出山遺跡の保存活用における運営と体制の基本的な方向性を以下に示す。

①史跡内の管理運営及び体制強化

- ・ 専門職員の充実を図り、史跡内の調査研究、整備活用を行う。
- ・ 桜の保全を担当する三豊市産業政策課との連携を深め、史跡と桜の共存を図る。
- ・ 瀬戸内海国立公園の維持管理を管轄する香川県みどり保全課との連携を深め、園内の整備、改善を図る。
- ・ 三豊市観光交流局との連携を深め、遺跡館における展示・公開の充実や、史跡内の日常的な維持管理を通して、異常等が見つかれば速やかに連絡を取り合い、事態の早期収拾を図る。
- ・ 県道紫雲出山線の維持管理を管轄する香川県道路課と連携を深め、史跡内の道路の整備、改善を図る。

②史跡運営への市民参加の促進

- ・ これまで史跡内で個別に行われてきた「桜まつり」や「古代の暮らし」、公民館講座や文化財保護協会の臨地研修等の取り組みについて、団体の垣根を超えた交流ができる仕組みを構築する。

③関連機関との連携強化

- ・ 史跡指定地は、文化庁、香川県、三豊市及び土地所有者が連携し、適切な管理運営を行う。
- ・ 教育の場として公開し、生徒や学生が実物に触れたり見たりできる機会を作ることで、史跡について、興味関心をもってもらう。

第2節 運営と体制整備の方法

1) 管理運営体制の整備

史跡内の発掘調査及び出土品の研究は、高度な専門知識と経験が必要となるため、専従で担当する職員が必要である。

また、計画的な発掘調査と整理作業・報告書作成を行い、その成果に基づく活用や整備をするためには複数人の専従職員が必要となる。これらの業務は、調査補助、整理補助、発掘調査作業員などと協力することによってはじめて行えるため、体制強化の構築が急務となる。

環境整備については、史跡指定範囲が広大であるため、史跡を所管する生涯学習課だけでは対応が難しい。日頃、史跡内の巡回を行い、定期的な草刈りや枝の選定など、維持管理に努めている三豊市観光交流局との協働は不可欠である。日頃からの史跡内の観察で気が付いたことや、地震や台風などの天災による異常が発生した際に備え、平時から連絡を緊密に行うとともに、有事の際の対処方法等を定めておく必要がある。

2) 市民参加体制の整備

史跡紫雲出山遺跡は広大であるため、その保存活用は行政機関だけでは立ちゆかない。そのため地域住民や各関係団体との協働も不可欠である。史跡紫雲出山遺跡に求められている満足度は、各団体によって異なっている。保存活用計画策定時より各団体の想いを汲み取り、参加しやすい体制を構築することによって、各種満足度の向上に努め、主体的な参加を促すような仕組みの構築をめざす。

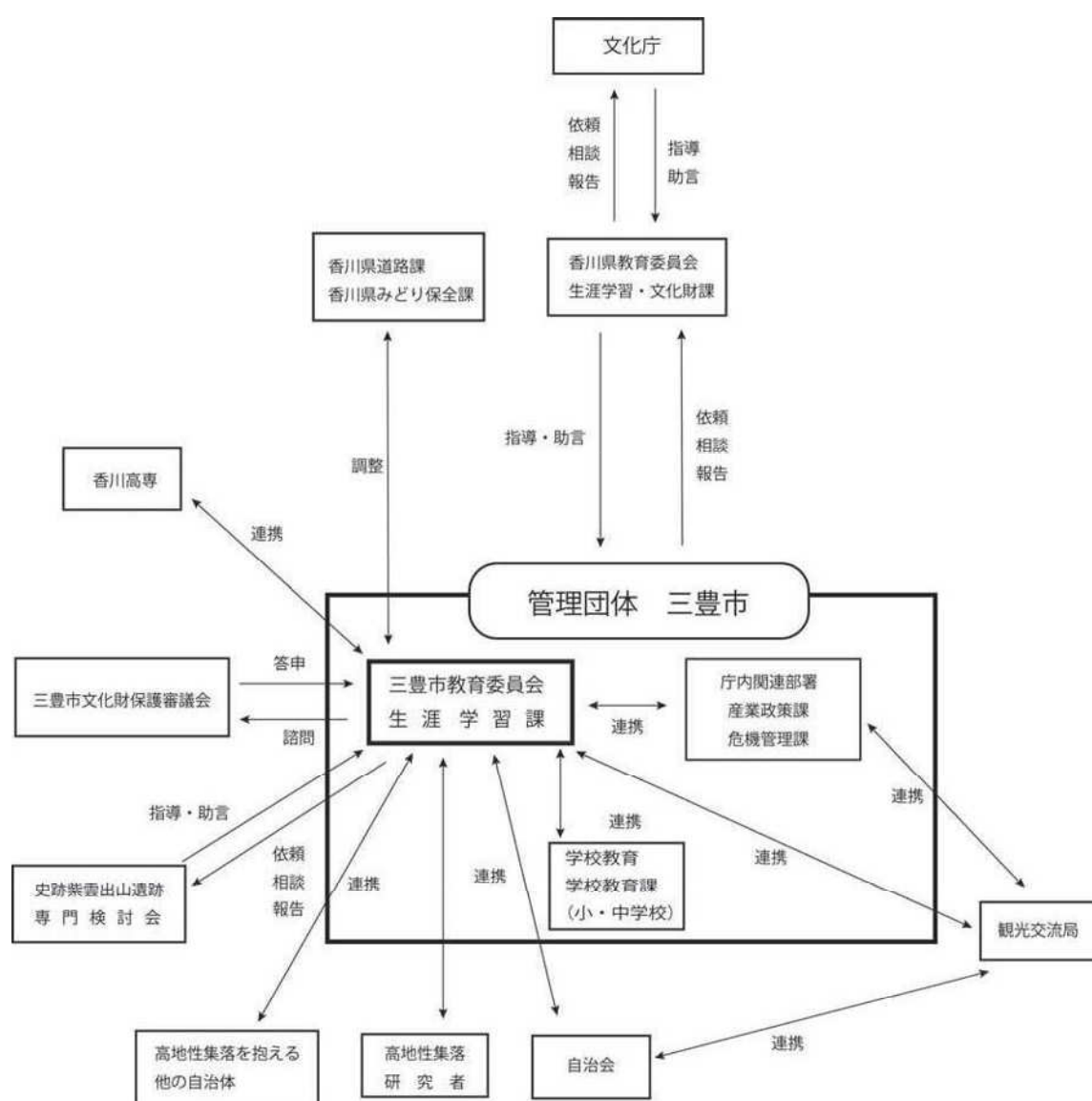
史跡内の清掃やイベントを行政と市民が共同で実施し、地域とのつながりを深めることは、史跡の保存活用の基礎となり、今後の持続可能な体制作りには欠かせないものとなる。

3) 関連機関との連携体制の整備

- ・ 史跡指定地の保存活用は、文化庁及び香川県と連携を取りながら、適切な保存活用を図っていく。
- ・ 史跡の管理団体は三豊市である。ただし、紫雲出山は瀬戸内海国立公園でもあり、周辺地域の防災拠点の1つでもある。そのため、史跡を管轄する生涯学習課と各管轄部署が連携し、「三豊市」として管理していく。
- ・ 紫雲出山は市内屈指の観光名所でもあるため、観光交流局とも連携を深める。
- ・ 史跡指定地の約74%は地元自治会の土地である。各自治会は紫雲出山で様々な活動を行っている。地元自治会との連携を深め、地元の理解を得て、史跡の保護に万全を期す。
- ・ 近年、高地性集落の見直しが全国規模で図られている。高地性集落について新たな見解が示されつつある現状に対応し、紫雲出山遺跡も積極的に情報提供等を行うことによって、史跡の価値をより高めていく。

- ・高地性集落を抱える他の自治体とも連携することによって、紫雲出山遺跡だけではできない活用案（狼煙実験など）を模索する。
- ・発掘調査や整備については、「史跡紫雲出山遺跡専門検討会」（仮）において指導・助言を得て実施する。
- ・AI 技術に定評のある香川高専（詫間キャンパス）と連携することによって、最新技術を取り入れた史跡の新しい見せ方を模索する。
- ・保存管理や活用、整備において、三豊市文化財保護審議会とは進捗状況を定期的に報告するとともに、計画の見直し等を行う際は諮問し、答申を受けてから執り行う。

以上の体制を第 99 図に模式化した。



第 99 図 紫雲出山遺跡における運営と体制

第11章 施策のスケジュールと経過観察

第1節 施策のスケジュール

前章までで示した各施策の実施スケジュールは、第27表のとおりである。

実施施策は、①保存管理、②活用、③整備に大きく分けられる。すべての施策に共通することは、発掘調査によって明らかになった事実に基づいて行われることである。

山頂は広大であるが、発掘調査によって内容が把握できている範囲は限られており、未調査部分を多く含んでいる。また、過去の調査によって遺構を検出しているが、中には調査区外に延びており、全景の検出及び内容把握が十分でないものもある。

以上の現状より、今後のスケジュールで最優先すべきは、すべての施策の根本となる発掘調査による事実の積み上げと考えている。第2節で記述したとおり、発掘調査は地下遺構等の深さが把握できている1-1区と、把握できていない1-2区を年度ごとに計画的に行っていく。発掘調査の開始時期は、令和5年度からとする。

活用及び整備に関する施策は、これまでと今後の発掘調査によって蓄積される山頂における基礎資料をもとに、現地説明会や出前講座、パンフレット等の作成、案内板や解説パネル、遺跡館の展示の一新を行い、史跡が長く継承されることをめざしていく。

第2節 経過観察の方法

前章までに示した施策を効果的に実施するためには、適切なマネジメントのもとで行う必要がある。適切なマネジメントを行うためには、計画的な経過観察によって進捗状況を把握し、施策の有効性や効果をその都度評価する必要がある。

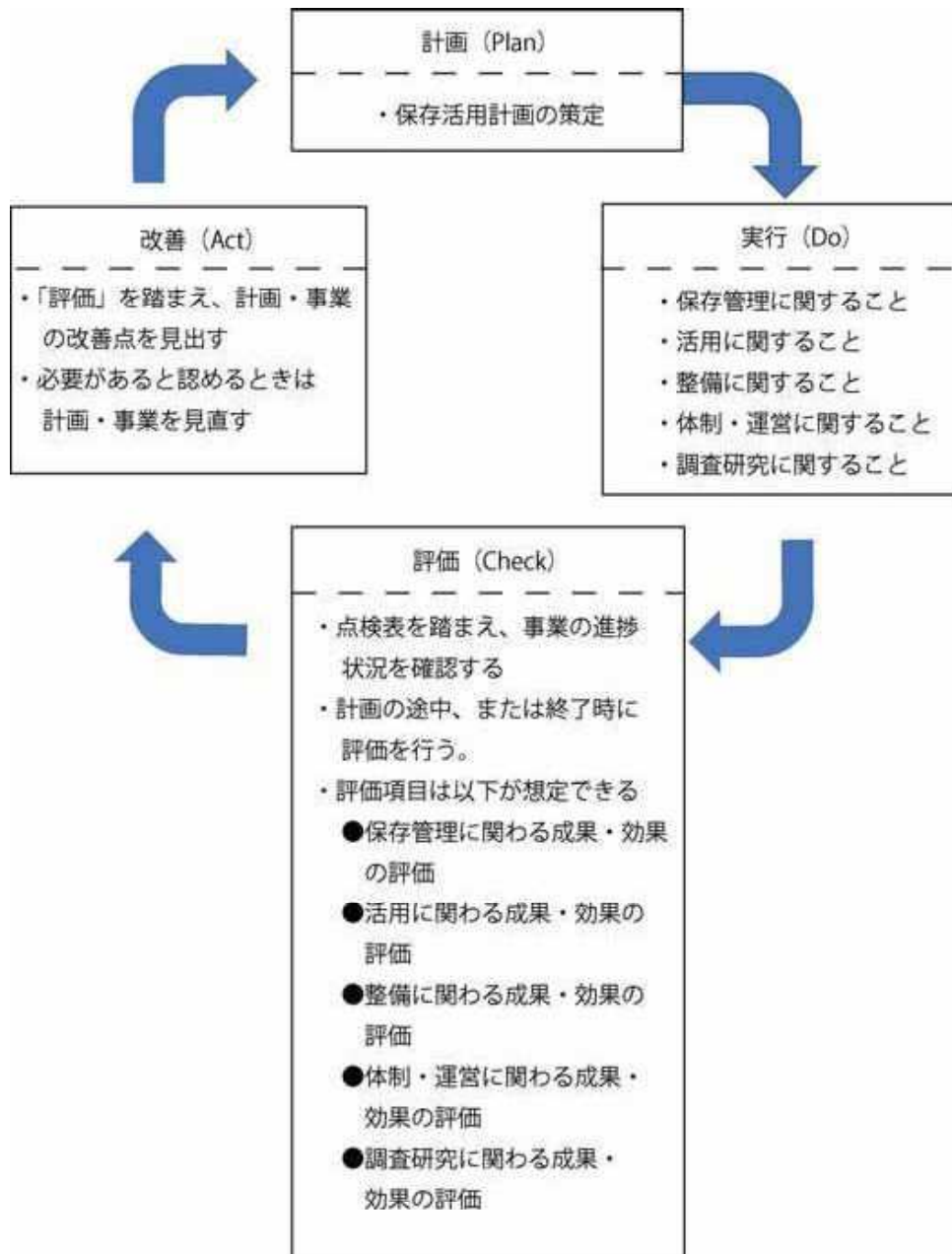
計画的な経過観察を行うために、第28・29表に示した自己点検表を用いる。この自己点検表は、平成27年(2015)3月に文化庁より発行された『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』を参考に、史跡紫雲出山遺跡に即した内容に加筆・修正した。

この自己点検表に基づく評価によって、計画通り実施されていないこと等が明らかとなった際は、速やかに事業計画の見直しや改善を行う。

以上のプロセスを効果的に経るためにPDCAサイクル（計画・実施・評価・改善）の考えを取り入れる（第100図）。PDCAサイクルに基づいた進行管理によって、計画の改善等が必要となった際は、柔軟に対応し、本計画の目的を達成することをめざす。

第27表 施策のスケジュール

実施内容			令和5（2023）年	令和6（2024）年	令和7（2025）年	令和8（2026）年	令和9（2027）年	令和10（2028）年	令和11（2029）年	令和12（2030）年	令和13（2031）年	令和14（2032）年		
保存管理	調査研究	1-1区	(ア) 16-02調査区の再調査 (イ) 12-02調査区の再調査 (ウ) 14-18-14-20調査区の再調査							総括	(エ) 56-01調査区の調査 (オ) 石田井戸の調査 (カ) 船橋寺奥院の調査 (キ) 竜王社の調査			
		1-2区	N-4区の調査 M-4区の調査 M-3区の調査 L-3区の調査								K-3区の調査 K-2区の調査 I-2区の調査			
	景観管理	チェックシート	毎日確認								毎日確認			
	植生・植栽管理	桜保全計画	桜保全計画に従う (場合によっては確認調査を行う)								桜保全計画に従う (場合によっては確認調査を行う)			
活用	調査研究成果の活用	①デジタルツールの活用	発掘調査成果に基づき適宜看板等にデジタルツールを追加していく。										発掘調査成果に基づき適宜看板等にデジタルツールを追加していく。	
		②出前講座	随時開催										随時開催	
		③現地説明会	発掘調査に伴い随時開催する。										発掘調査に伴い随時開催する。	
		④研究	調査成果に基づき、遺構・遺物の再検証を行う。 これらの成果は、出前講座や講演会等で公表する。										調査成果に基づき、遺構・遺物の再検証を行う。 これらの成果は、出前講座や講演会等で公表する。	
		⑤里帰り展示会	京都大学考古学研究室と情報共有を行う。 京都大学考古学研究室と貸し出し等についての取り決めを行う。 考古館において里帰り展示会を開催する。										京都大学考古学研究室と情報共有を行う。 京都大学考古学研究室と貸し出し等についての取り決めを行う。 考古館において里帰り展示会を開催する。	
		⑤講演会	高地性集落を抱える他の自治体や高地性集落研究者等と情報共有を行う。 最新の調査研究成果を多くの人々に知ってもらうため、講演会を開催する。										高地性集落を抱える他の自治体や高地性集落研究者等と情報共有を行う。 最新の調査研究成果を多くの人々に知ってもらうため、講演会を開催する。	
	市民の参加、 協働による活用	①桜まつり	3月～4月 開催											
		②古代のくらし	11月開催											
		③写真展	公園整備等によって姿が変わる以前の「紫雲出山」を記録した写真等を市民から募集する。 考古館において写真展を開催する。											
	教育素材としての活用	パンフレット	遺跡館用（一般向け用）作成 小学生用作成 中学生用作成 高校生用作成							調査成果を反映させ、随時修正を行う。				
		出土品 (考古館)	準備				実施							
整備	案内看板		調査成果を蓄積する。 乱立している案内板の整理を行う。											
	遺跡館	館内	解説パネル	作成・設置		調査成果によっては変更する								
			展示遺物	洗浄、注記、接合等整理作業を行う。			展示をリニューアルする。		調査成果によって変更する。					
			展示替え	展示構想作成	展示替えを行う。		調査成果によって変更する。							
	館外	人形	修繕 設置案作成			設置		調査成果によって変更する。						
			検出遺構の表示			構想作成、予算措置			実施		経過観察			
			復元建物屋根修繕	技術者や参加者を募集する。 構想を協議する。							予算措置 実施			



第 100 図 PDCA サイクル

第 28 表 点検評価表

項目	実施内容	実施状況			
		未実施	計画中	実施済み	備考 (成果、問題点、改善点等)
1) 基本情報 に関する事	①標識は適正に設置されているか				
	②境界標に設置、現地での範囲の把握はできているか				
	③全体説明板は設置されているか				
2) 計画策定 等に関する こと	①保存活用計画は策定されているか				
	②保存活用計画に基づいて実施されているか				
	③保存活用計画の見直しは実施されているか				
3) 保存に 関すること	①指定時における本質的価値について十分把握できているか				
	②調査研究等により史跡の価値の再確認はできているか（遺構）				
	③調査研究等により史跡の価値の再確認はできているか（遺物）				
	④景観保全（地盤）に取り組んでいるか				
	⑤景観保全（獣害等）に取り組んでいるか				
	⑥景観保全（雑木、雑草）に取り組んでいるか				
	⑦発掘調査を含めた各現状変更の実施状況は確認できているか				
	⑧保存活用計画に基づいて実施されているか				
	⑨史跡の追加指定への取り組みを行っているか				
	⑩指定地の公有地化の取り組みは行っているか				

第 29 表 点検評価表

項目	実施内容	実施状況			
		未実施	計画中	実施済み	備考 (成果、問題点、改善点等)
4) 管理に関する こと	①日常的なパトロール等の管理はできているか				
	②地域住民や関係機関等との連携は図れているか				
	③条例、規則、指針等、環境保全の設置を定め、実行しているか				
	④保存活用計画に基づいて実施されているか				
5) 活用に関する こと	①価値の伝達は適切に行われているか				
	②市民の参加、協働による活用は適切に行われているか				
	③教育教材としての活用は適切に行われているか				
6) 保存に関する こと	①動線の設置やサインの設置はできているか				
	②ビューポイントは整備されているか				
	③瀬戸内海国立公園との共存はできているか				
	④遺跡館の整備は適切に行われているか				
7) 運営・ 体制に関する こと	①管理運営体制の整備はできているか				
	②市民参加体制の整備はできているか				
	③関連機関との連携体制の整備はできているか				
8) 調査研究 に関する こと	①地下遺構等の深さが把握できている範囲の発掘調査は実施されているか				
	②地下遺構等の深さが把握できていない範囲の発掘調査は実施されているか				
9) 予算に関する こと	①予算確保のための取り組みはあるか				